

## 第4章 観光分野における他の援助機関の動向

### 4.1 多国間援助機関の動向

#### (1) 国連開発計画／世界観光機関 (UNDP/WTO)

国連開発計画 (UNDP-United Nations Development Programme) は1966年に発足し、多国間の技術援助および投資前調査を行う国際連合最大の無償援助機関であり、途上国130カ国に常駐事務所を置き174の国や地域で年間6,000件を上回るプロジェクトを実施している。その概略組織を図表6に示す。UNDPの財源は加盟国の自発的拠出金によるもので、1999年には総額993百万US\$にのぼり、国別では日本が195百万US\$ (総額の約20%)と2位のオランダ(128百万US\$, 約13%)を大きく上回って最大拠出国となっている。また地域ではアフリカ・アジアに重点的に配分されている。

UNDPは国連の方針に従い「貧困の削減」と「民主的ガバナンス」を目標として掲げ重点分野として次の4点に取り組んでいる。

- ① 情報通信技術
- ② HIV/AIDS
- ③ 環境保全と持続可能なエネルギー開発
- ④ 紛争予防と紛争後の開発および自然災害の軽減

観光分野は上記③に属し、大きく分けて次の2種の活動を行っている。

- (i) 世界観光機関 (WTO-World Tourism Organization) と協力して開発途上国の観光開発基本計画を作成し、それに対して資金提供を行う。
- (ii) 傘下の地球環境ファシリティー (Global Environment Facility, GEF)を通じて環境保全を積極的に推進する立場からの観光開発

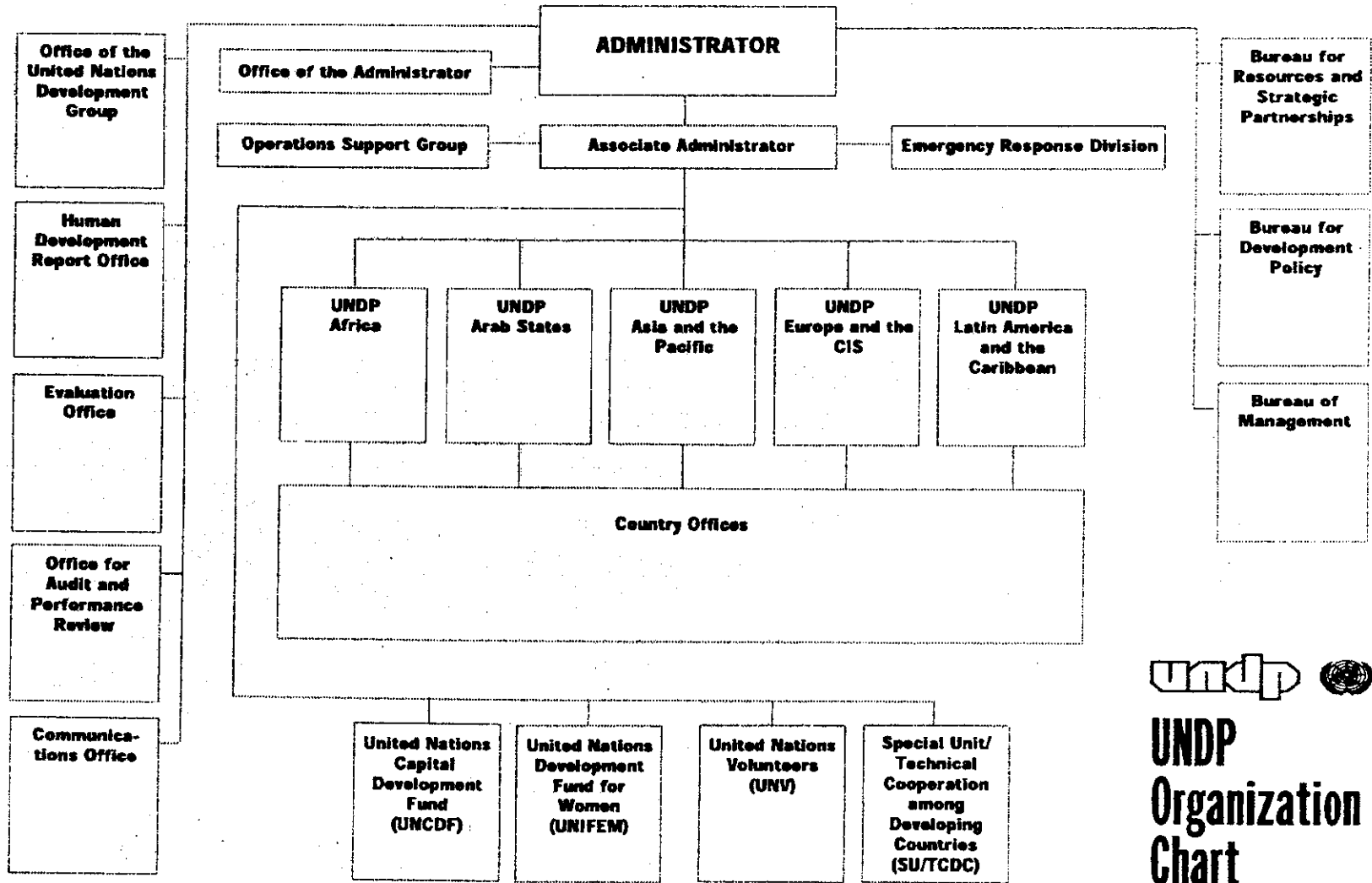
タイプ (i) の活動は世銀 project などのプレ・フィージビリティ・スタディとして当該国の全国観光開発基本計画作成の形で実施されるものが多い。この種の協力例を中心にUNDP/WTOの援助例を図表7に示す。但しカンボディア、ウズベキスタンなど多くの国で基本計画を実施に移すための人材・財源などが乏しいことによりせっかくの計画が活用されていない。

タイプ (ii) を主管する GEF は「生物多様性」「気候変動」「国際水域」「多元

的分野」の4つのテーマに取り組んでいる。実施機関は世銀・UNDP・UNEPの3者で事務局は世銀（ワシントン）に置かれている。GEFでは最近「監視と評価」を重視するとの方針でプロジェクトサイクルを見直そうとしている。これは中間評価や事後評価のみならず、計画から完了までの全ての段階で監視・評価とそれに基づく見直しによりスパイラル状の連続的な改善を目指そうというものでISO14000（環境マネジメントシステム）の思想と相通じるものである。その概念図を図表8に示す。また現在実施中の案件例を図表9に示す。これらの国々では多様な生物が重要な観光資源となっており、その保全・管理が持続的な観光開発にとって重要である。完了した最近の代表例としては図表10に示すようにモルディブの観光が社会・経済および環境に与える影響についての調査がある。これによると観光開発の進展に伴って経済は大きく発展したが、環境および社会に望まぬ影響を与えており対策が必要と指摘している。2000年にはザンビアのザンジバル島で地域の貴重で多様な生物の保護に留意しつつ、観光資源の豊かなザンジバル島の持続可能な観光開発と島民の雇用創出を目的として新たなプロジェクトが立ち上げられた。

GEFにはまたSGP（Small Grant Programme）という小型無償援助があり一件5万ドル以下のプロジェクト500件以上が各国駐在事務所で管理されている。

図表 6 UNDP の組織図



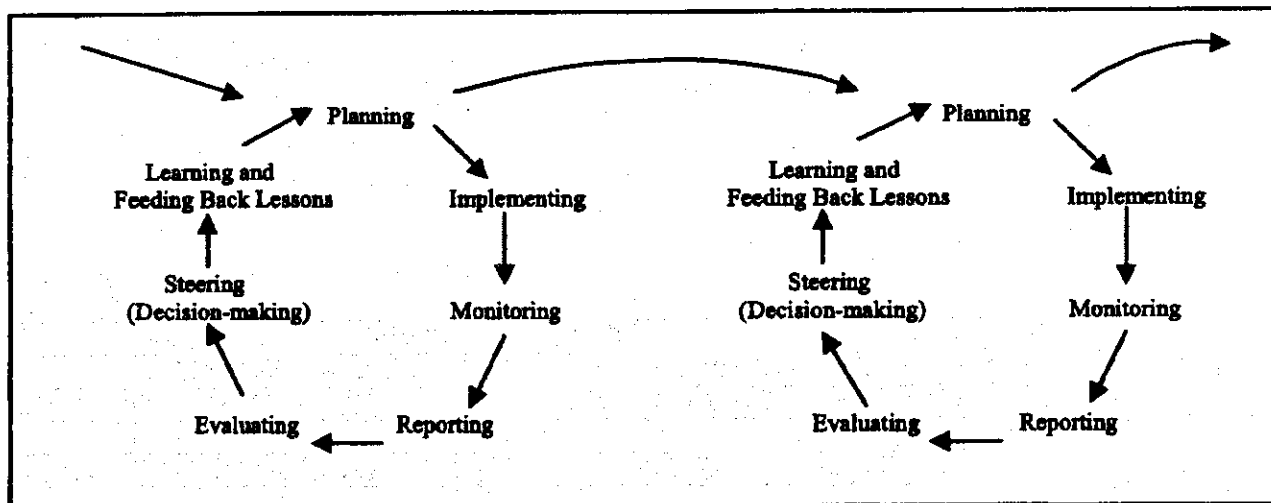
undp   
**UNDP**  
**Organization**  
**Chart**

図表 7 UNDP の観光に対する援助例

国際援助機関の観光関連のプロジェクト例 (国連開発計画/世界観光機関-UNDP/WTO)

国	プロジェクト名	分野区分	承認時期	百万USD	実施機関	備考
パキスタン	観光開発国家計画	マスタープラン	2000年		WTO	
	カラチ国立観光・ホテル専門学院(PITHM)設立のための技術・資金協力	教育訓練				
モルディブ	観光が社会・経済および環境に与える影響	環境影響	1999年	0.14	WTO	
ラオス	ラオス観光開発およびエコツーリズム、国家観光マーケティング計画の支援 (ドラフト・レポート)	マーケティング	1999年		WTO	
	ラオス国家観光開発計画	マスタープラン	1998年		WTO	
	観光開発国家計画	マスタープラン	1990年			
ウズベキスタン	持続可能なウズベキスタンの観光開発計画	マスタープラン	1997年		WTO	
カンボディア	観光開発及びマネジメント	マスタープラン	1996年		WTO	
キルギス	観光調査		1995年			
ネパール	高度な観光のためのパートナーシップの確立		1995年			

図表 8 UNDP/GEF の監視・評価のサイクル



図表 9 UNDP/GEF プロジェクトリスト

国際援助機関の観光関連のプロジェクト例 (UNDP-GEF)

国	プロジェクト名	分野区分	承認時期	百万USD	実施機関	備考
モルディブ	珊瑚礁の保全と適切な管理	生物多様性	1998	0.03	UNDP	別に協調融資5.0百万USD
エクアドル	ガラパゴス諸島への外来種の抑制	生物多様性	1998	0.35	UNDP	
	ガラパゴス諸島に固有の生物多様性の保全	生物多様性	1997	0.04	UNDP	
(メコン流域諸国)	メコン流域の湿地帯における生物多様性の保全	生物多様性	1997	0.35	UNDP	
イラン	イランの主要な湿地の保全と管理	生物多様性	1997	0.35	UNDP	
ホンデュラス	Meso-American Corridorに於ける生物多様性の保全	生物多様性	1996	0.30	UNDP	
チャド	生物多様性保全に関するチャド観光・環境省への協力	生物多様性	1995	0.03	UNDP	
パキスタン	北部パキスタンの山岳エコシステムの保全	生物多様性	1992	2.50	UNDP	

図表 10 モルディブの観光が社会・経済および環境に与える影響 (概要)

1. 目的：観光の社会・経済・環境に与える影響を計測、監視および管理する。
2. 実施時期：1999.1.1-1999.8.31
3. 実施機関：世界観光機関 (WTO)
4. UNDP 援助額：US\$140,440
5. 援助チーム構成と所用人月

**モルディブ・カウンターパートおよびスタッフ**

チームリーダー補佐：	5.0 人月
海洋生物学者 (海岸)：	3.0 人月
社会学者：	2.0 人月
経済/財務アナリスト：	2.0 人月
土木技師 (海洋)：	2.0 人月
環境技師 (廃棄物)：	1.0 人月
図面製作/イラストレーター	1.0 人月
訓練スペシャリスト	0.5 人月
計	20.0 人月

**UNDP 手配の国際コンサルティング・スタッフ**

チーフ技術アドバイザー (環境監視専門家)：	5.0 人月
海洋生物学者 (海岸)：	1.0 人月
社会学者：	1.5 人月
経済/財務アナリスト：	1.5 人月
土木 (海洋) / 環境 (廃棄物) 技師：	1.0 人月
計	10.0 人月

6. WTO の寄与

- ・ プロジェクト実施機関としての総合責任
- ・ 技術/管理ガイダンスおよびプロジェクト支援  
(コンサルタントのレポートのレビューなど)
- ・ 国際コンサルタントの採用
- ・ 世界/地域の (特にモルディブの) 観光統計データ/資料の収集

7. 観光の影響

(1) 社会影響

- ・ 観光隔離方式をとった (飛行場からリゾートへの直行) ため、住民との接触が少なく現代と伝統的価値との相克を小さくできた反面、よい変化を社会に吸収する可能性が抑えられた。
- ・ 観光はモルディブ社会へ多大の雇用を生み出し、種々の部門で収入を増やし、若者の流入を促したが、反面 Formal Job の 40% は外人労働者で占められた。
- ・ 若者の流入は彼らの出身地 (周辺の島々) に老人が多いという結果となり、生産の基盤を失っ

ているため、将来観光が下火になった場合に戻ってきた彼らを支えきれないだろう。

- ・観光の中央モルディブへの集中は外部からの労働者と家族の移住により混雑と家賃上昇などにより高物価で住みにくい住環境をもたらした。
- ・旅行者の土産物の出費が比較的少なく（US\$10-15）、地元で手間をかけて作り高く売っている手工芸品はあまり売れず、Male（中央）の卸売り業者およびリゾート業者が輸入する安い輸入の土産品しか売れずリーケッジとなっている。
- ・他の南アジア諸国と同様に伝統的なモルディブの音楽やダンスは下火になっており、カリブ風のカリプソ・リンボ・ディスコのミックスが増えている。

## (2) 経済への影響

経済評価にあたって重要な要因は次の通り：

- ・人口の急増
- ・熟練技能者の不足
- ・地域格差
- ・社会サービスとインフラの地域による不平等
- ・急激な成長による脆弱な環境への脅威
- ・ビジネスと経済発展に必要な現代的な法体系の整備
- ・外部からの経済ショックに弱い経済基盤
- ・Male（中央）での混雑（2020年までに人口が倍増の見込み）

検討された問題点は下記の通り：

- 観光の経済への影響が過小評価されている。また間接的影響やリーケッジが評価されておらず正確なコスト/便益評価が不可能となっている。
- 土地は実質的に国有で、民間資本による開発が困難となっている。
- 熟練労働者の不足による外人労働者依存がリーケッジの増大をもたらしている。ここ数年で更に800~1000人のスタッフが必要となる見込みだがこれはホテル/ケータリング・サービス専門学校の75年分の新卒業生数に相当する。
- 観光産業は収入および経済的チャンスの地理的な格差を広げている。（中央部で高所得となっている）
- Maleでは経済成長と不動産の供給不足により家賃が高騰し都市住民にとって住みにくい条件となっている。

## (3) 環境への影響

観光は初めからMale環礁の北部・南部に集中したが、そこは珊瑚の採集場所でもあった。1993年の調査では北部・南部Male環礁で環境破壊の恐れのある次の4点が指摘された。（いずれもリゾートからの排出）

- ・固形廃棄物
- ・下水
- ・ゴミ
- ・ビーチの浸食

珊瑚礁は最も壊れやすい生態系のひとつであり、自然のあるいは人間によるダメージに対して明白なストレスの兆候を見せない。しかしある限界を超えると取り返しのつかない結果を招く。



モルディブでの観光産業、特にリゾートの発達に伴い重大な環境への影響が見られる。固形・液体廃棄物の他に海岸での建設作業が大きい。古いリゾートの下水システムにも問題がある。下水による明らかな汚染が色んなところで見られる。下水やキッチン廃水による栄養富化も酸素不足をきたして珊瑚の死滅につながる。

排出物の環境基準（BOD、アンモニア窒素、固形懸濁物）は出されているが監視と基準の強制は殆どなされていない。

建設時の地下水汚染や野菜栽培による農業や化学肥料が危うい生物多様性のバランスや海水の栄養レベルに変化を与えている。

魚類の種類が減少しているとの非公式情報もある。これまで伝統的な生計の手段だった生魚のアジアへの出荷に影響するかもしれない。種々の軟類の数も減少しており、かつてはモルディブ・ダイビングの醍醐味を与えたマンタ・エイも少なくなっている。

エコシステムの存続に不可欠の水生生物の変化は一見しても分からない。海藻やプランクトンは栄養レベルの変化や汚染物質などで影響を受ける。建設資材の廃棄が重大な影響を与えている模様だがその詳細は公表されていない。

## (2) 世銀グループ

世界銀行（以下世銀）は、開発途上にある加盟国の人々の生活向上のために、各国の経済及び社会発展を支援することを目的に設立された多国間開発機関である。

世銀とは、国際復興開発銀行（IBRD: International Bank for Reconstruction and Development）および国際開発協会（IDA: International Development Association）の2機関を指す。このほか国際金融公社（IFC: International Finance Corporation）と多数国間投資保証機関（MIGA: Multinational Investment Guarantee Agency）の2機関を合わせ、世銀グループといわれる。

世銀では1998年に業務の中心に貧困緩和を据えるとともに、開発の効果を上げるためにそれぞれの国が自らオーナーシップを持ち「参加する」枠組みによって、より包括的なアプローチで実施されるべきとの考えの基に「包括的な開発のフレームワーク（CDF: Comprehensive Development Framework）」を打ち出した。この中ではNGOや地域社会との強力なパートナーシップの確立と、開発の計画時からの積極的な関与を求めている。

世銀は'80年代までは観光分野の直接融資を行っていたが、観光部門は民間が主導すべきとの考えのもとで1978年に観光部を廃止した。（世銀グループのIFCとMIGAは投資や保険・保証により引き続き観光部門を支援してきた。1996年にWTOが公表したデータによるとIFCは100件の観光プロジェクトで600Mil\$を投資している。）しかし最近では観光が戦略部門との認識が高まり、観光部門に対する貸付が再度活発になってきている。観光は途上国にとって戦略部門であり、援助が必要とされている。特に民間部門の投資に先立って制度面でのサポート及び枠組みづくりの点で介入する必要がある。世銀内の役割分担としてはIBRDとIDAが制度面の充実、能力向上と公共セクターによる観光インフラの整備に特化し、IFCはホテルなどの民間部門に特化している。

### A. 国際復興開発銀行（IBRD）および国際開発協会（IDA）

図表 11に世銀（IBRD+IDA）の組織図を示す。また図表 12にアジア開発銀行や日

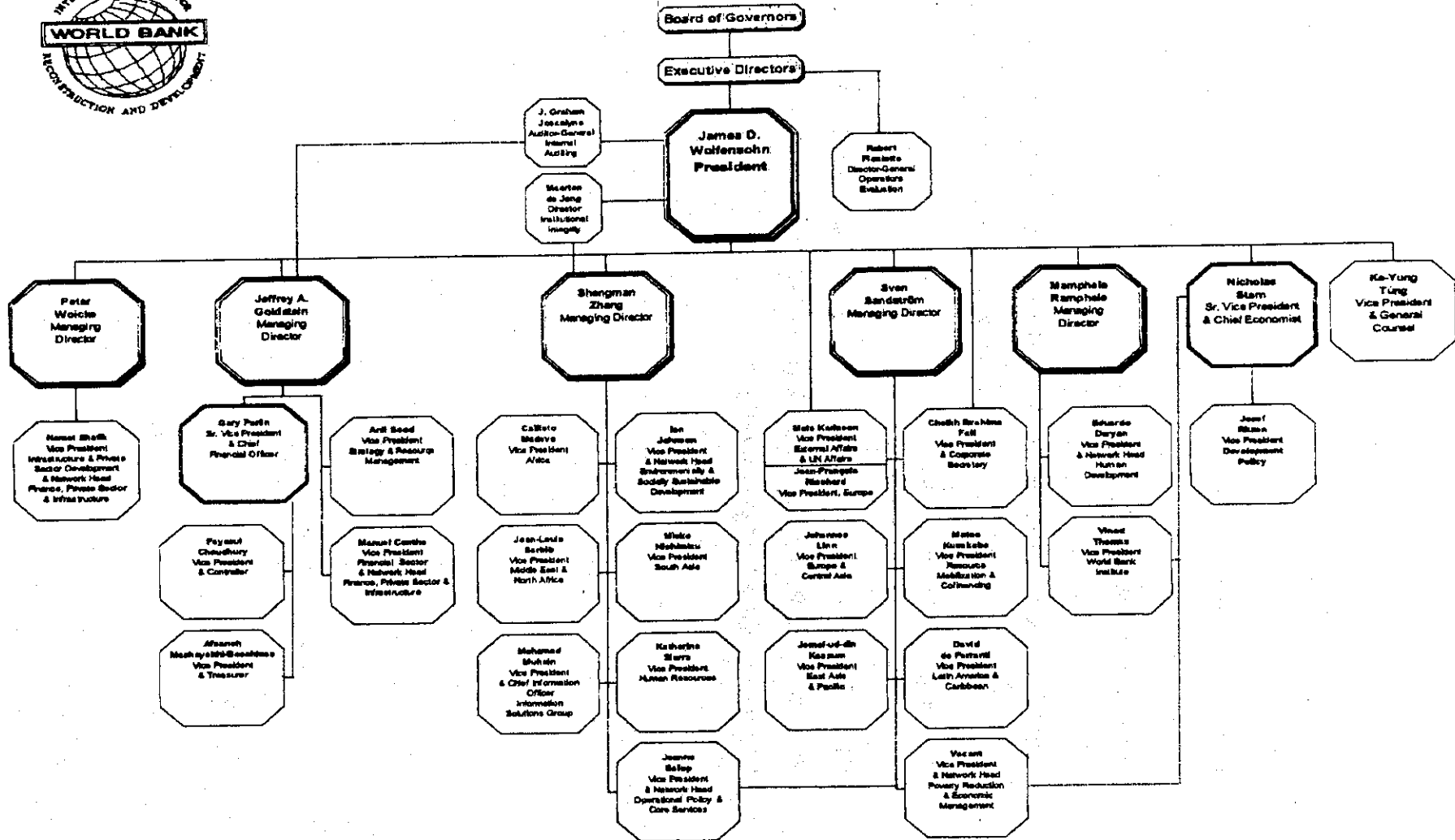
本国際協力銀行を含めた国際開発金融機関の概要を対比して示す。IBRD と IDA は互いに法的および財務的には全く別個の国際金融機関であるが、組織的には同一である。両者は同じ職員により運営され、審査手続きもまた共通である。ただし一人あたりの GDP が US\$1,461～5,445 の国には IBRD、US\$1,460 以下の国には IDA が資金提供を行う。貸付金利は IDA が極端に低く 0~1%、IBRD は 6~7% となっている。(JBIC は 0.75~3% と IDA 以外の国際金融機関では最も低い。)

観光関連の案件は各地域担当局（アフリカ局、中近東・北アフリカ局など7局）で運営・管理されている。日本の世界銀行に対する出資は IFC・MIGA を含む全ての機関で米国に次ぎ第二位である。

図表 13は世銀グループにおける観光開発に係わる協力案件を示す。これらは主に観光インフラ整備に相当し、殆どの案件が上下水道・廃棄物処理などの環境整備または歴史文化遺産の保全を行うものである。

図表 11 世銀の組織図

ORGANIZATION CHART OF THE WORLD BANK - May 1, 2001



図表 12 国際開発金融機関の比較

項目	世界グループ				地域開発銀行			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多国籍開発投資保証機関 (MIGA)	アジア開発銀行 (ADB)	米州開発銀行 (IDB)	欧州復興開発銀行 (EBRD)	日本国際協力銀行 (JIC)
設立年月	1945年12月	1960年9月	1956年7月	1980年4月	1966年12月	1959年12月	1991年4月	50年補償、30年GEF設立、1999年10月に合併
目的	開発途上の経済社会発展を促進し、生活水準の向上を支援し、各国が自力発展出来るように支援すること。	開発途上の経済社会発展を促進し、生活水準の向上を支援し、各国が自力発展出来るように支援すること。	民間企業対象の融資を促進し、世界経済の発展に寄与すること。	途上国への直接投資の導入を支援し、民間投資家に対し非商業的リスクの保証と政策助言(開港)。	資源豊富な国と資源不足国間の長、社会開発、プロジェクトを通じた、民間を促進する(開発投資)。	開発途上にある中米地域加盟国の経済・社会的発展に貢献すること。	中・東欧諸国の市場経済への移行を支援し、民間部門と企業家の自発的活動、公共インフラ整備を支援する。	日本の輸出入、海外活動、国際金融秩序安定、開発途上地域経済社会開発に寄与する貸付を行う
加盟国数	181ヶ国(1998/9現在)	160ヶ国(98年12月現在)	174ヶ国(98年現在)	145ヶ国(98年8月現在)	58ヶ国(1999年現在)	46ヶ国(98年12月現在)	60ヶ国・拠頭(97年12月)	日本国のみ
資本金	US\$190,811M(換算資本)(98年8月末)	US\$104,109M(39年6月)(1~11次増資累計)	US\$4,450M(38年度末(換算資本))	US\$1,062M(98年度末(換算資本))	US\$49,154M(換算資本)(98年12月末)	US\$94,219M(換算資本)(98年12月末)	ECU19,500M(換算資本)(98年12月末)	6兆8,799億円(2000年3月末)
貸付残高	US\$117,228M(1999)	US\$78,014M(1999)	US\$1M(1998)	US\$2,882M(1998)	US\$44,224M(98年12月)	US\$39,851M(98年12月)	US\$4,636M(1998)	2兆4,264億円(98年度)
準備資産	US\$18,205M(1999)	US\$8,023M(1999)	US\$3,978M(1998)	US\$482M(1998)	US\$4,979M(1999)	US\$4,636M(1998)		日本 100%
出資割合	(1999/8現在)	(1999/8現在)	(1998/8現在)	(1998/8現在)	(1999/12現在)	(1998年12月現在)	(1998年12月現在)	
	日本 3.1%	日本 21.5%	日本 8.0%	日本 5.2%	日本 15.9%	米国 30.5%	米国 10.3%	
	米国 17.0%	米国 24.3%	米国 24.4%	米国 20.8%	米国 15.9%	7ヶ国 10.9%	フランス 8.8%	
	ドイツ 4.8%	ドイツ 11.4%	ドイツ 5.5%	ドイツ 5.1%	ドイツ 5.1%	フランス 10.9%	ドイツ 8.8%	
	英国 4.5%	英国 7.2%	英国 5.2%	英国 4.9%	中国 8.4%	インド 7.0%	ドイツ 8.8%	
	フランス 4.5%	フランス 3.8%	フランス 4.9%	フランス 4.9%	ペルー 23.5%	日本 8.8%	イタリ 8.8%	英国 8.4%
主な資金源	出資、借入、資本利益、貸付国収	出資、借入、IBRD純益の一部、融資返済金	出資、借入、内閣借債	出資、借入金、内閣借債	出資、借入金、資本利益、貸付国収	出資、借入金、借入金	出資、借入金、純利益、借入金	政府出資、借入、債券発行、回収等自己資金
日本の加盟時期	1952年	1960年	1956年	1987年	1966年12月			1999年10月
(平均)償還期間	15~20年	35~40年	3~12年	最長15年(例外20年)償還期間	3~12年	3~40年	最長10年、公共:15年	25~40年
借入費率	3~5年	10年	3年以内	0.1~1.5%の借入費率(年)	2~24年	2.61~4.99%	5~10年	7~10年
貸付金利	変動金利(実効年率7%)	無利子~1.0%	市場金利(通常3~8%)	0.1~1.5%の借入費率(年)	貸付実行通貨の基本年率に10年物物価に調整される	2.61~4.99%	5~10年	0.75~1.0%
貸付先(職員数)	政府、政府又はその他の適切な保証を得られる公的・民間機関(7,859名)(世界と業種)	政府、政府又はその他の適切な保証を得られる公的・民間機関(7,859名)(世界と業種)	民間企業(1,228名)	民間企業:加盟国の投資家	途上加盟国政府、政府機関、下加盟国の政府、政府機関及び開発機関、加盟国内公私機関(1,994名)(高成長目的)(1,686名)	加盟国の政府、政府機関及び開発機関(804名)	加盟国の政府、政府機関及び開発機関(804名)	日本の法人等、外国政府等、外国金融機関等、その他(約800名)
対象国(1998年度及び主要援助国・地域)	1人当たりGDPが1,480~3,445\$(1997US\$)の加盟国	1人当たりGDPが1,480\$以下(1998US\$)の加盟国	加盟途上国	加盟国(保証対象リスク:途上国・外債・プロシカ外債返済制限、収用、競争、内債、援助返済等)	アジア太平洋地域の開発途上加盟国(1998年貸付の最大受取国は中国(25%)	加盟国	加盟国	日本の法人等、外国政府等、外国金融機関等、その他(約800名)
基本理念	1.貧困緩和と経済発展 2.人間開発の促進 3.環境的・社会的に持続可能な開発 4.民間セクターの開発及びインフラセクター 5.金融セクター開発 6.環境配慮:環境への影響を最小化するためプロジェクトに環境要素をスケーリングと環境アセスメントを導入。	1.貧困緩和と経済発展 2.人間開発の促進 3.環境的・社会的に持続可能な開発 4.民間セクターの開発及びインフラセクター 5.金融セクター開発 6.環境配慮:環境への影響を最小化するためプロジェクトに環境要素をスケーリングと環境アセスメントを導入。	途上国民間セクターの活動を支援することにより途上国の経済開発を促進する(政府保証は必要とせず)、IFCは、民間投資家に対し非商業的リスクの保証及びその他の付随業務を行う(世界銀行を助長する専任組織を具した)。	発展途上加盟国への直接投資を奨励するため、世帯等の活動を奨励し、民間投資家に対し非商業的リスクの保証及びその他の付随業務を行う(世界銀行を助長する専任組織を具した)。	1.経済成長の促進 2.人的資源開発の促進 3.女性の地位向上 4.環境の保護 5.民間セクターの発展支援 6.公共セクター管理強化 7.天然資源の持続的管理	1.経済成長の促進 2.人的資源開発の促進 3.女性の地位向上 4.環境の保護 5.民間セクターの発展支援 6.公共セクター管理強化 7.天然資源の持続的管理	1.経済成長の促進 2.人的資源開発の促進 3.女性の地位向上 4.環境の保護 5.民間セクターの発展支援 6.公共セクター管理強化 7.天然資源の持続的管理	1999年10月、日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合し、世界経済開発と再建に際して日本の対外経済政策・経済協力を総合的に進めることとして、JICが発足した。
主要セクター	<1999年IBRDの部門別融資実績のシェア> ・マルチセクター (39.7%) ・金融 (11.6%) ・社会セクター (10.1%) ・運輸 (9.2%) ・農業 (8.1%) ・公共セクター運営 (4.7%) ・都市開発・住宅・衛生 (2.7%) ・教育 (2.6%) ・工業 (2.7%) ・保健医療・人口・消費 (2.3%) ・電力・その他のエネルギー (1.5%) ・環境 (1.5%) ・鉱業その他採掘産業 (1.4%) ・経済政策 ・民間セクター開発促進	<1999年IDAの部門別融資実績のシェア> ・マルチセクター (39.7%) ・金融 (11.6%) ・社会セクター (10.1%) ・運輸 (9.2%) ・農業 (8.1%) ・公共セクター運営 (4.7%) ・都市開発・住宅・衛生 (2.7%) ・教育 (2.6%) ・工業 (2.7%) ・保健医療・人口・消費 (2.3%) ・電力・その他のエネルギー (1.5%) ・環境 (1.5%) ・鉱業その他採掘産業 (1.4%) ・経済政策 ・民間セクター開発促進	<1998年IFCの部門別融資実績のシェア> ・資本市場開発 (21.6%) ・インフラストラクチャー (18.5%) ・食品・農業関連 (12.1%) ・鉱業・採掘産業等 (11.2%) ・一般製造業・自動車 (8.8%) ・化学・石油化学等 (6.3%) ・セメント・建築資材 (5.8%) ・繊維 (4.7%) ・木材・パルプ・紙 (4.2%) ・エネルギー (3.5%) ・石油精製 (1.8%) ・企業・消費サービス (1.2%) ・その他 (2.4%)	<1998年MIGAの部門別融資実績のシェア> ・エネルギー (21.5%) ・輸送・通信 (19.5%) ・農業・天然資源 (18.7%) ・運輸・通信 (16.2%) ・金融 (15.5%) ・7ヶ国セクターその他 (5.2%) ・都市開発 (4.7%) ・木材・パルプ・紙 (4.2%) ・エネルギー (3.5%) ・石油精製 (1.8%) ・企業・消費サービス (1.2%) ・その他 (2.4%)	<1966~1998年ADBの部門別融資実績のシェア> ・エネルギー (17.2%) ・公共部門改革 (14.8%) ・農業・漁業 (13.2%) ・運輸・通信 (12.7%) ・衛生 (8.8%) ・鉱工業・観光業 (8.2%) ・都市開発 (8.0%) ・社会投資 (4.7%) ・教育 (4.0%) ・保健 (1.8%) ・環境 (1.8%) ・輸出金融 (1.8%) ・その他 (5.5%)	<1998年IDBの部門別融資実績のシェア> ・金融 (20.6%) ・運輸 (18.5%) ・製造業 (14.5%) ・エネルギー・発電 (12.1%) ・通信 (10.9%) ・天然資源 (8.4%) ・農業・水産業 (4.9%) ・観光・観光 (3.2%) ・都市開発 (2.2%) ・公共サービス (2.2%) ・環境・保健 (0.3%)	<1998年EBRDの部門別融資実績のシェア> ・電力・ガス (21.8%) ・運輸 (26.1%) ・通信 (4.9%) ・農業・水産業 (4.4%) ・製造業 (9.5%) ・観光・観光 (3.5%) ・社会サービス (10.8%) ・商品消費等 (16.5%) ・保健医療 ・その他 (0.5%)	<1998年JICの部門別融資実績のシェア> ・電力・ガス (21.8%) ・運輸 (26.1%) ・通信 (4.9%) ・農業・水産業 (4.4%) ・製造業 (9.5%) ・観光・観光 (3.5%) ・社会サービス (10.8%) ・商品消費等 (16.5%) ・保健医療 ・その他 (0.5%)

図表 13 国際援助機関の観光関連のプロジェクト例 (世銀-IBRD&IDA)

国	プロジェクト名	世銀分野区分	承認時期	資金供与機関	百万USD	実施機関	備考
モロッコ	持続可能な沿岸観光開発 (Plage Blanche等のマスタープラン作成、観光省の能力向上等)	都市開発	2000.6.30	Morocco IBRD Spain Japan	0.33 1.75 0.3 0.22	モロッコ観光省	Learning & Innovation Loan
モーリタニア	文化遺産保全(遺跡や古文書保全、手工芸・民俗芸能振興等)	環境	2000.6.30	IDA Govmt	5.0 0.5	National CH Board 文化遺産局	
中国	重慶都市環境 (固形廃棄物処理・廃水処理・浄水場・水質監視・都市管理情報システム・インフラ修復・遺産保全と観光・行政能力向上)	上下水道と衛生	2000.6.15		200.0		
ドミニカ共和国	観光センターの廃水処理場 (下水配管、廃水処理場、水質監視等)	上下水道と衛生	2000.4.19		5.0		
ホンデュラス	社会・科学・環境学習センターおよび遺跡公園	環境	1999.6.17		8.3		原住民の文化研究・ガイド教育含む
ルーマニア	文化遺産保全 (Brancusi彫刻郡、18世紀Brancovan宮殿の修復、Transylvania地方の文化保存の試み、政府職員的能力向上など)	社会保全 Social Protection	1998.12.23		5.0		
モロッコ	Fes-Medina修復 (歴史的建造物の修復、駐車場や交通管理などの公共サービス、固形廃棄物処理・汚染源の改善など)	都市開発	1998.10.29		14.0		
ジョルダン	インターコンチネンタルホテル・アンマン改修増築	社会保全 Social Protection	1998.2.6	IFC	10.0		IFCはジョルダンで1974年以来22のプロジェクトに243M.UDS以上融資する
タイ	社会投資 (経済危機による失業者救済、地方での能力向上、地域開発、エイズ対策、堰や村道などの小規模インフラや職業訓練、小規模灌漑工事、TATによるガイド教育や公園整備などの雇用対策など)	社会保全 Social Protection	1998.7.9		300.0		
ウガンダ	保全地域の管理と保全のための制度	農業	1998.7.9		12.4		
ジンバブエ	公園の修復・保全	環境	1998.6.2		62.5		

国	プロジェクト名	世銀分野区分	承認時期	資金供与機関	百万USD	実施機関	備考
グルジア	文化遺産保全	社会保全 Social Protection	1998.2.13		4.5		
ヴェトナム	森林保護と田圃の開発	環境	1997.10.30		21.5		
ジョルダン	Petra, Wadi Rum等の観光インフラ改善(Visitor Center増設など)、職員能力向上など	都市開発	1997.8.1	IBRD Govmt	32.0 12.0		2002年12月完了予定。
マダガスカル	環境プログラム支援	環境	1997.1.9		30.0		
ケーブ・ヴェルデ	民間部門促進のための能力向上(金融部門の改善・輸出製造業/観光活動の発展)など	財政	1996.5.21		11.4		
エストニア	Haapsalu・Matsalu湾環境保全	環境	1995.4.20		2.0		
リトアニア	Klaipeda環境保全	環境	1994.12.8		7.0		
ラトビア	Liepaja環境保全	環境	1994.12.6		4.0		
エジプト	民間観光インフラと環境マネジメント	都市開発	1993.5.18		130.0		
ホンデュラス	持続可能な沿岸観光	環境			4.8		
レバノン	文化遺産と観光開発	都市開発			30.0		
エチオピア	文化遺産保全						
ドミニカ共和国	観光センターの固形廃棄物管理	都市開発			5.0		

## B. 国際金融公社 (IFC)

図表 14に IFC の組織図を示す。この7年の間に援助額が大幅に伸びたと共に、対象部門が工業・エネルギーから金融サービス・インフラに大きくシフトしたが最近では開発途上国でも民間の資金や投資が得やすくなり、IFC の役割を見直すべきだとの議論もある。しかし経済のグローバル化に伴ってデジタル・デバイドにより二極化が更に進行する恐れがでてきており、途上国に於ける情報を含めたインフラを整備し、中小の起業家に対し資金とノウハウを提供する上で IFC の役割は今後とも重要と思われる。

観光分野のプロジェクトはホテルに関するものが主体で、多くの国でホテル建設のための融資・資本参加から技術上の助言まで幅広く援助している。また国際商業銀行のシンジケートローンが加わる場合もある。図表 12に示すようにホテル・観光業は主要セクターの一つとされている。

### (3) アジア開発銀行 (ADB)

ADB (Asian Development Bank) の援助の最大の目的はアジアの開発途上国における貧困問題の改善であるが、最近では環境や女性の社会参加、人材教育などにも力を入れてきている。観光関連のプロジェクトは図表 15に示すようにあまり多くない。最近のプロジェクトの代表的なものは次の通りである。

#### A. メコン河流域地域に於ける域内経済協力

流域 6 ヶ国にまたがるインフラ整備、環境保全、観光開発等を含む大プロジェクト

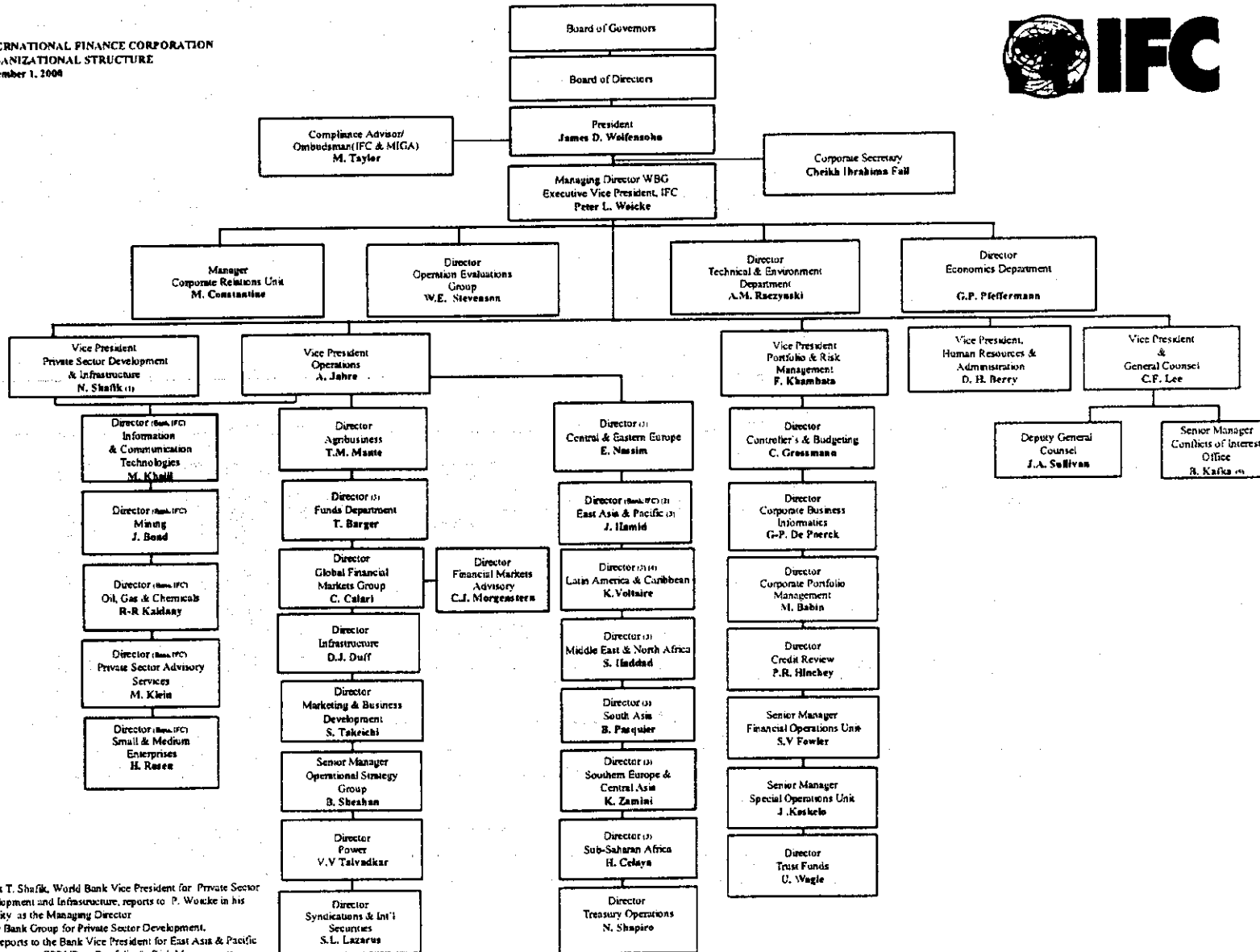
#### B. ネパールのエコツーリズム開発

#### C. カンボディア観光開発



図表 14 国際金融公社 (IFC) の組織図

INTERNATIONAL FINANCE CORPORATION  
ORGANIZATIONAL STRUCTURE  
September 1, 2004



1) Nemat T. Shaikh, World Bank Vice President for Private Sector Development and Infrastructure, reports to P. Weicke in his capacity as the Managing Director of the Bank Group for Private Sector Development.

2) Also reports to the Bank Vice President for East Asia & Pacific

3) Also reports to CPRVP on Portfolio & Risk Management

4) Also leads IFC's Global Practice Group for the Social Sector

5) Reports jointly to the IFRD/IFC General Counsels

図表 15 ADBの観光に関する援助例

国	プロジェクト名	分野区分	承認時期	百万USD	備考
ネパール	2次観光インフラ開発プロジェクト	観光インフラ	2001年		
	エコツーリズム	エコツーリズム	2000年 現在進行中		
	観光インフラ開発プロジェクト	観光インフラ	1997年		
	観光開発計画	マスタープラン	1990年		
(地域) メコン河流域 (GMS)	メコン河流域観光インフラ開発	観光インフラ	1999年 現在進行中	0.60	1992年以降ADBはGMSのインフラプロジェクトに7件、計522百万USDの低利融資を行った。
	メコン河流域観光開発計画 ・メコン流域各国の観光局に協力し、流域各国の協力を促進し、自然・文化を保存しながら観光開発を行う可能性を包括的に評価する。 ・期待される観光インフラと設備への投資を支援するため流域の観光資源の共同管理を可能とする。	観光計画	1997年	0.66	
	メコン河流域観光指導者の訓練 ・メコン河流域各国の観光指導者の能力向上	能力向上	1995年	0.15	左記の他シンガポール・タイ政府が各US\$19,000提供
カンボディア	観光計画における能力向上	能力向上	2000年 現在実行中		

#### (4) 米州開発銀行 (IDB)

IDB (Inter-American Development Bank) は中南米の観光を援助する最大の機関であり、1970 年以來 1.14Bil.US\$ の融資、10.3Mil.US\$ の無償援助を観光関係で実施している。更に多国投資基金 (MIF-Multilateral Investment Fund) として 9.4 Mil.US\$ を供与した。また米州投資公社 (IAIC-Inter-American Investment Corporation IDB グループのメンバー) も 21.2 Mil.US\$ を貸し付け、12 Mil.US\$ を投資基金として供与した。

IDB グループにおいて MIF はこの分野で重要な機能を果たしており下記のものを含んでいる。

- 1) 効果的で競争力のある民間部門に必要とされる財政・規制および公共セクターの枠組みを整備・現代化するための技術協力
- 2) 地域労働者の技能・能力の向上を支援する人的資源開発プログラム
- 3) 地域経済におけるこれまでよりも小さな企業の参画を広げるための小企業開発プログラム
- 4) 開発ツールとしての資本の活用を実証する小企業投資基金

IDB は'90 年代になって援助方針をそれまでの Cancun (メキシコ) などの巨大リゾート開発から地域と社会文化・自然環境重視へ転換した。組織図を図表 16 に、観光関連のプロジェクト例を図表 17 に示す。代表的なものは次の通りである。

- A. ベリーズ 観光開発 (USD11Mil)
- B. ブラジル 都市の歴史文化資源の保全 (USD62.5Mil)

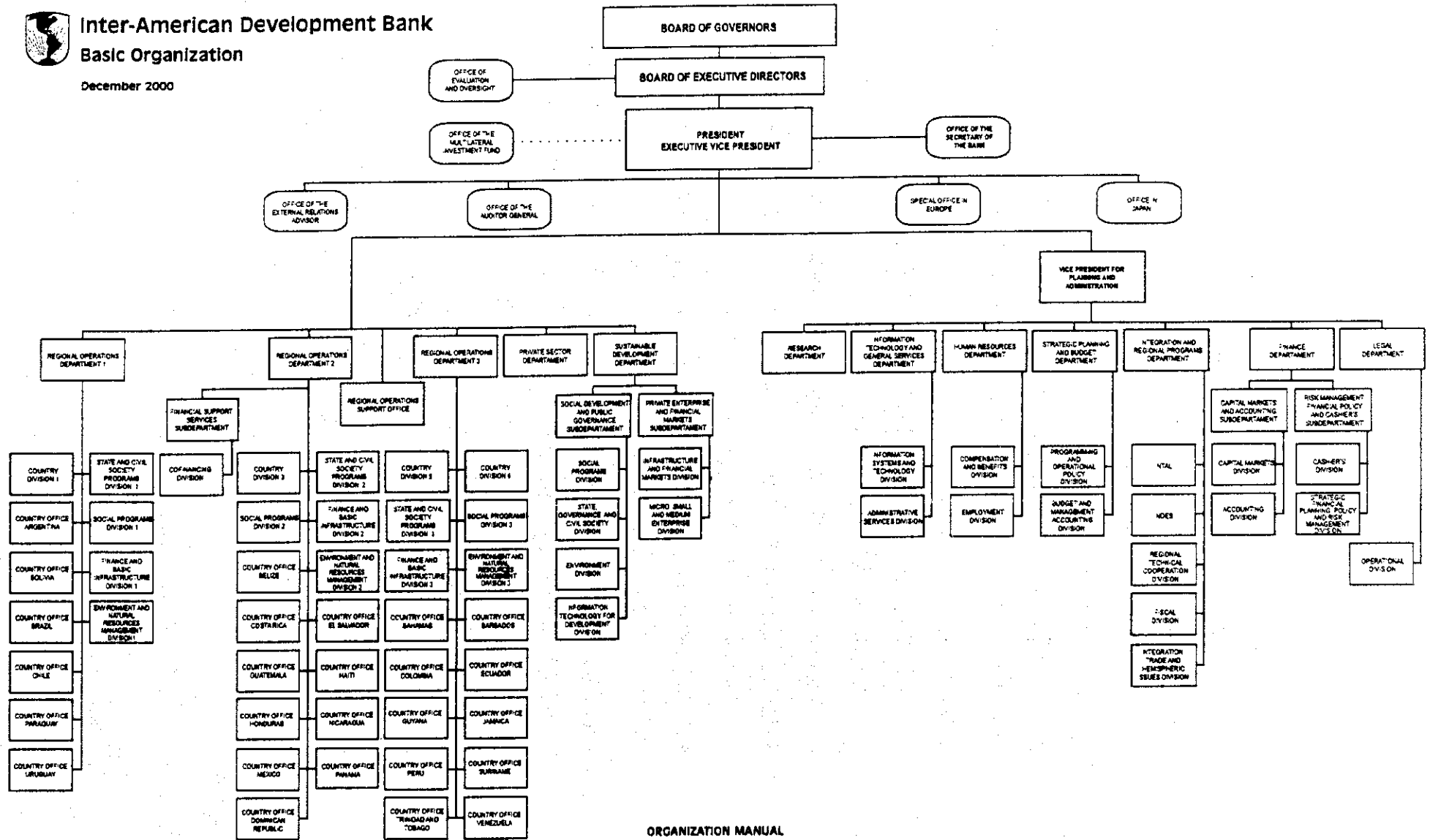
図表 16 米州開発銀行 (IDB) の組織図



Inter-American Development Bank

Basic Organization

December 2000



図表 17 国際援助機関の観光関連のプロジェクト例 (米州開発銀行-IDB)

国	プロジェクト名	分野区分	承認時期	資金供与機関	百万USD	実施機関	備考
ベリーズ	観光開発 ・マヤ考古学遺跡の開発保存、アクセス道路 ・Caya Caulkerでの水道、下水処理による珊瑚礁の保全 ・土産品やサービスを提供する小企業を興し地域参加を促す ・観光に携わる主要官公庁の能力強化	観光インフラ	2000.6.14	IDB Local	11.0 3.0	ベリーズ政府	自然・文化資源の保全が成功の鍵を握る。(従来の砂糖、バナナ、柑橘類の輸出が低落する中で、経済の多角化を通じて経済競争力の向上に寄与すると期待されている。)
ブラジル	都市の歴史・文化資源の保全 (七大歴史地区の保存プロジェクト)	文化保全		IDB Local	62.5 62.5	文化省	歴史地区は展示・保存に従い持続のためのフイーを生み出す。
エクアドル	キト(首都)の再開発マスタープラン 建造物修復、歩道・街灯・ベンチなどのインフラ改善、 駐車場建設、ミュージアムおよび文化センターの建設など	観光インフラ		IDB	41.0	歴史センター開発会社	南米初の三セク方式ガラバゴス訪問客にキト滞在を促す
グアテマラ	ペテンの持続可能な開発プログラム (低負荷の観光活動を通じて地域の生活水準を上げるため考古学遺跡の保全・開発する。)	文化保全		IDB	1.6	経済計画審議会事務局	
ペルー	Ayacucholにおける観光開発と訓練プログラム 固定・移動文化遺産の価値を高め、要員の訓練を行う	文化保全・教育訓練		IDB	1.6	Calitas Ayacucho	
トリニダード・トバゴ	政府観光部門の能力向上、観光地の環境保全、および文化・歴史・レクリエーション地区の改善	能力向上・文化保全		IDB	30.0	観光・産業開発会社	

## 4. 2 二国間援助機関の動向

### (1) 米国国際開発庁 (USAID)

USAID は米国連邦政府の組織として他の関連省庁と連携し、米国の2国間援助プログラムを実施する機関である。重点目標として次の6点を掲げている。

- ① 経済成長と農業開発
- ② 人口、健康と栄養
- ③ 環境
- ④ 民主主義と統治
- ⑤ 教育と訓練
- ⑥ 人権保護

1999年の援助総額は約71億ドル、そのうち開発援助は約36% (26億ドル) を占める。

USAID は経済開発と環境プログラムの一環として、観光関連のインフラとエコツーリズム活動に対して財政支援を行っている。開発援助には政府および非政府機関 (NGOs) に対する技術援助と機器の供与を含むグラント (無償援助) がある。開発援助は生物多様性支援プログラムなどの USAID が資金提供を行うプログラムを通じて間接的にも可能である。

USAID の観光への関与はエコツーリズムに重点を置いている。これはエコツーリズムが「小企業への投資および雇用の機会を与え、生物資源の保護における国の関与を大きくできる」ためである。その活動は生物多様性保全プログラムに支援され、(新設する公園を含め) 国立公園システムの整備、公園の境界画定、設備整備、スタッフの採用と訓練、政府改革の奨励、および民営の宿泊施設、ガイド・サービス、その他の観光事業に対する秩序ある投資の促進を含む。

USAID はこの分野の重点分野として下記を挙げている。

地域共同体に文化環境とエコツーリズムのサイトを保全し改善する役割を積極的に果たすよう奨励し、権限を与える。これは地域住民に対して従来自然資源を生活の糧として利用していたことに対する代案を提供することにより達成できた。代案には観光関連の食料、宿泊、土産品、教育資材、ガイドおよ

び運輸がある。

- ・ 国立公園、文化サイト、および生態的に感受性の高い地域を管理・保護する責任のある強力な公共機関を設置する努力
- ・ 観光で生み出された収益の大部分がその国に残るように、地域住民、民間企業、NGOs、および政府機関の経済的なつながりを良くすること。
- ・ サイトを維持・改善するために必要な歳入を提供する保護地域入園料を作り出す戦略。これには屢々観光客がサイトに入るのに入場料を払ってもよいと思うかどうかを推定する経済学のテクニックが用いられる。

この援助の多くは自然環境に重点を置いたサイトに対して行われてきたが、メキシコの Montes Azules 生物保護区にある Bonampak Mayan 遺跡などの文化遺産に対しても行われてきた。

恐らく USAID が行ってきた支援の中で最も包括的なものはヨルダンにおける文化観光プロジェクトの振興と思われる。このプロジェクトは幾つかの選ばれた文化サイトでの協力によって、ヨルダン観光セクターの振興を計画したものである。このプロジェクトはヨルダン観光考古省 (MOTA) により実施されており下記のものから成っている。

- ・ 選ばれたサイトを改善し観光施設を整備する
- ・ サイトにおける公衆の (観光に対する) 認識と住民参加の改善
- ・ MOTA に対する制度整備の支援

得意なテーマの一つに「珊瑚礁の保護」があり世界の 20 カ国以上で関連の援助を実施している。観光関連プロジェクト例を図表 18 に示す。

## (2) 英国国際開発局 (DFID)

1997 年に労働党政権の発足により海外開発庁 (ODA) を改組・強化し、英国の対外援助を一元的に実施している。その組織を図表 19 に示す。また活動の重点目標としては次の 2 点を挙げている。

① 世界の貧困の除去

② 持続可能な開発の促進。

1997/98 年度の援助総額は約 23 億ポンド、そのうち二国間援助は約 14 億ポンドであった。対象としてはアフリカ（特にサハラ以南）とアジアが重点地域となっておりそれぞれ41%、34%を占めている。

観光に関しては最近見直しを行い、特に自然観光に焦点を当てることとした。さらに従来の外貨収入獲得重視から貧困の撲滅に重点を移そうとしている。すなわち観光に関連した DfID の目標は貧者が便益に浴すること（雇用を増大し、文化・環境への負のインパクトを低減させること）であり、標語として「貧者のための観光 - Pro-poor Tourism」を提唱している。また DfID は「国内旅行者や個人旅行者の方が国際旅行者/パッケージ旅行者より地域経済により大きな便益をもたらす」との考えを明らかにした。

### (3) ドイツ連邦経済協力省 (BMZ)

ドイツは BMZ の下部機関であるドイツ技術協力公社 (GTZ) を通じて観光分野の技術援助を実施している。主体は自然環境保全・歴史文化保全に関するものである。主なプロジェクトを図表 20 に示す。



図表 18 国際援助機関の観光関連のプロジェクト例 (米国国際開発庁-USAID)

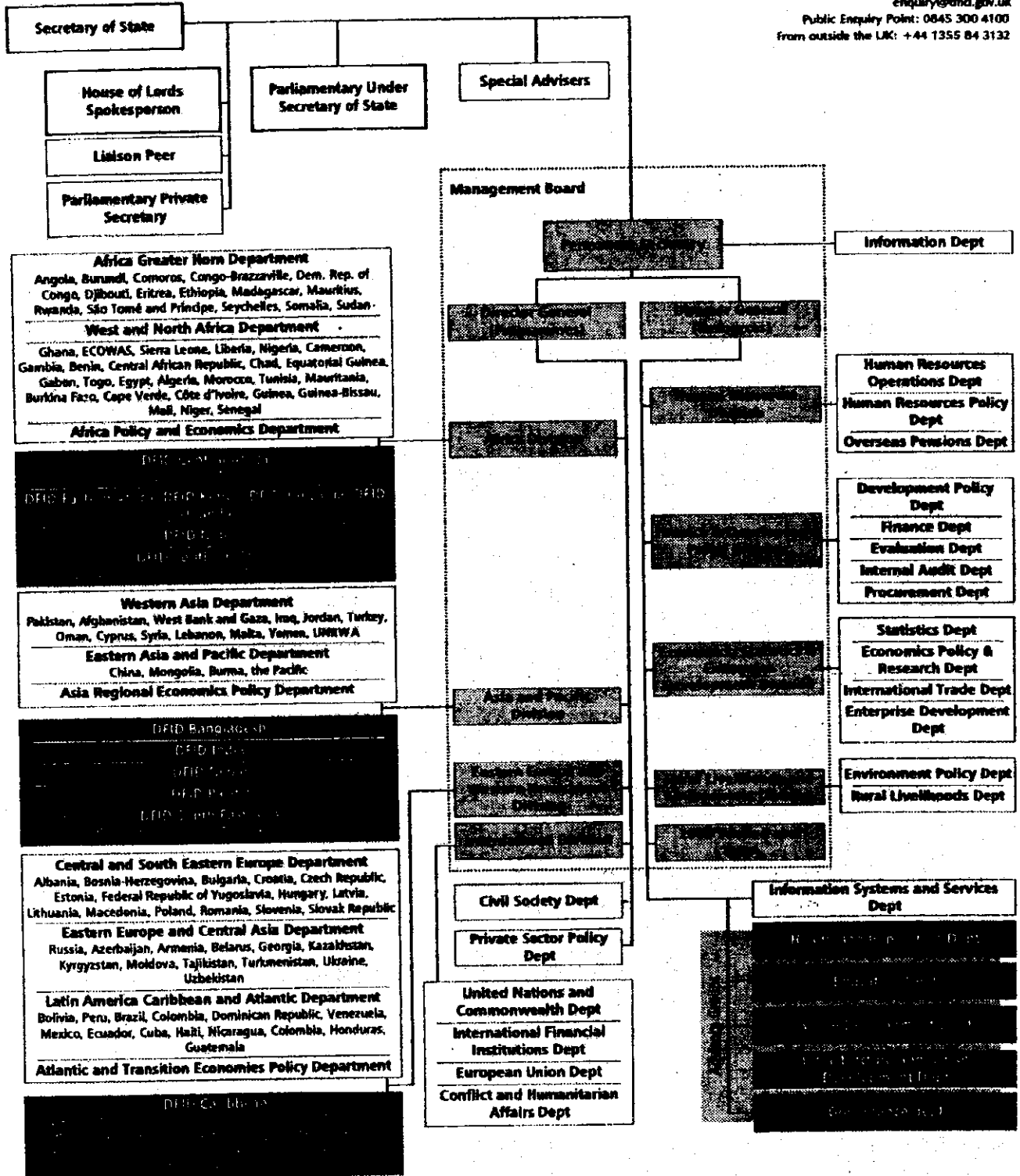
	プロジェクト名	分野区分	時期	百万USD	実施機関	備考
エジプト	環境的に持続可能な自然資源管理 (紅海沿岸) (珊瑚礁などの資源管理の手法の移転、管理体制構築の指導など)	自然資源	1998-2002	16.8 (2001年)		
	持続可能な観光へのアプローチ (紅海沿岸) (文化的サイト開発、珊瑚礁の保護)	自然資源	1996-1999	1.0 (1999年) 7.3 (合計)		
	環境的に持続可能な観光の促進 (紅海沿岸) (海洋保護区設置、史跡の修復など)	自然・歴史文化	1995-1997	5.4		
	エジプト国古代遺物の保存と修復 (全エジプト) 発掘技術者・博物館員の指導、海洋保存研究所 改修、史跡の倒壊対策など	歴史文化	1994-	15.0		
ヨルダン	ペトラ歴史的サイト・ワディモサ・廃水処理プラント・インフラ 改良事業	環境インフラ	1995年～ 2002年	7.0	Chemonics Inc, American Center for Oriental Research, NGO's	
	文化・自然観光資源の保全	文化・自然		4.0	Chemonics Inc, American Center for Oriental Research	
ガーナ	城の復元、海岸および熱帯雨林のの保全など Phase 1	歴史文化・自然 資源		5.6		
	同上 Phase 2	同上		2.0		
マダガスカル	環境アクションプラン (環境政策立案、法制化、エコツーリズム開発な	自然資源		7.8		

図表 19 英国国際開発局 (DFID) の組織図

SIMPLIFIED ORGANISATION CHART  
(Updated June 2001)

**DFID** Department for International Development

www.dfid.gov.uk  
enquiry@dfid.gov.uk  
Public Enquiry Point: 0845 300 4100  
from outside the UK: +44 1355 84 3132



図表 20 国際援助機関の観光関連のプロジェクト例 (ドイツ連邦経済協力省-BMZ)

**Tourism in Projects of German Development Cooperation**  
on behalf of the Federal Ministry of Economic Cooperation and Development (BMZ)

Examples of projects carried out by GTZ (German Technical Cooperation):

Project Title	Country	Relation to Tourism <sup>1</sup>	Partner Agency	Project Duration	German Contribution
Promotion of Sustainable Development through Tourism	Central America	1,3,6	SITCA	1997 - 2002	5.00 Mill. DM
Promotion of Small Enterprises	Benin	4	MCAT	1997 - 2000	2.75 Mill. DM
Prorenda - Promotion of Small Enterprises in Pernambuco	Brazil	4	SICT/PE	1997 - 2001	3.00 Mill. DM
Promotion of the Economy and Employment	Bulgaria	4,6	Min. of Trade and Tourism	1998 -	3.80 Mill. DM
Environmental Management in the IX. Region	Chile	3,5	Regional Government	1997 - 2000	3.00 Mill. DM
Conservation of the Tai National Park	Ivory Coast	3,5	SODEFOR	1997 - 2000	2.75 Mill. DM
Support of the National Environment Agency	Gambia	3,5,6	NEA	1993 - 1999	2.50 Mill. DM
Know-How-Transfer for Waste Water Management	Jamaica	3	SRC	1996 - 1999	3.50 Mill. DM
AIDS Prevention	Jamaica	3	MoH	1995 - 1999	3.00 Mill. DM
Conservation of Petra	Jordan	3,5	DoA/CARCIP	1996 - 2000	3.00 Mill. DM
Promotion of vocational training	Cap Verde	2	IEFP	1996 - 2000	3.00 Mill. DM
Integrated Conservation in East Congo	Dem. Rep. of Congo	3,5	IZCN	1996 - 2001	16.40 Mill. DM
Highlands Water Project	Lesotho	3,5	MoE	1991 - 2000	2.80 Mill. DM
Parks and Wildlife	Malawi	3,5	DPNW	1996 - 2002	3.40 Mill. DM
Advisory to the Ministry of Development	Macedonia	3,5,6	Min. of Dev.	1997 -	2.87 Mill. DM
Combating Desertification	Namibia	5,6	MoE and Tourism	1993 - 1999	9.5 Mill. DM
AIDS Prevention in the East Carribean	Carribean	3	CAREC	1994 - 1999	4.00 Mill. DM
Promotion of Tourism	Palestine	1,3,6	MoT	1996 - 2000	4.60 Mill. DM
Promotion of small and medium sized enterprises	Peru	4	MITINCI	1997 - -2000	4.80 Mill. DM
People and Parks	South Africa	3,5	Ministry of Land Affairs	1996 - 1999	4.20 Mill. DM
Comunal Wildlife Management	Tanzania	3,5	MNRT	1998 - 2000	2.5 Mill. DM

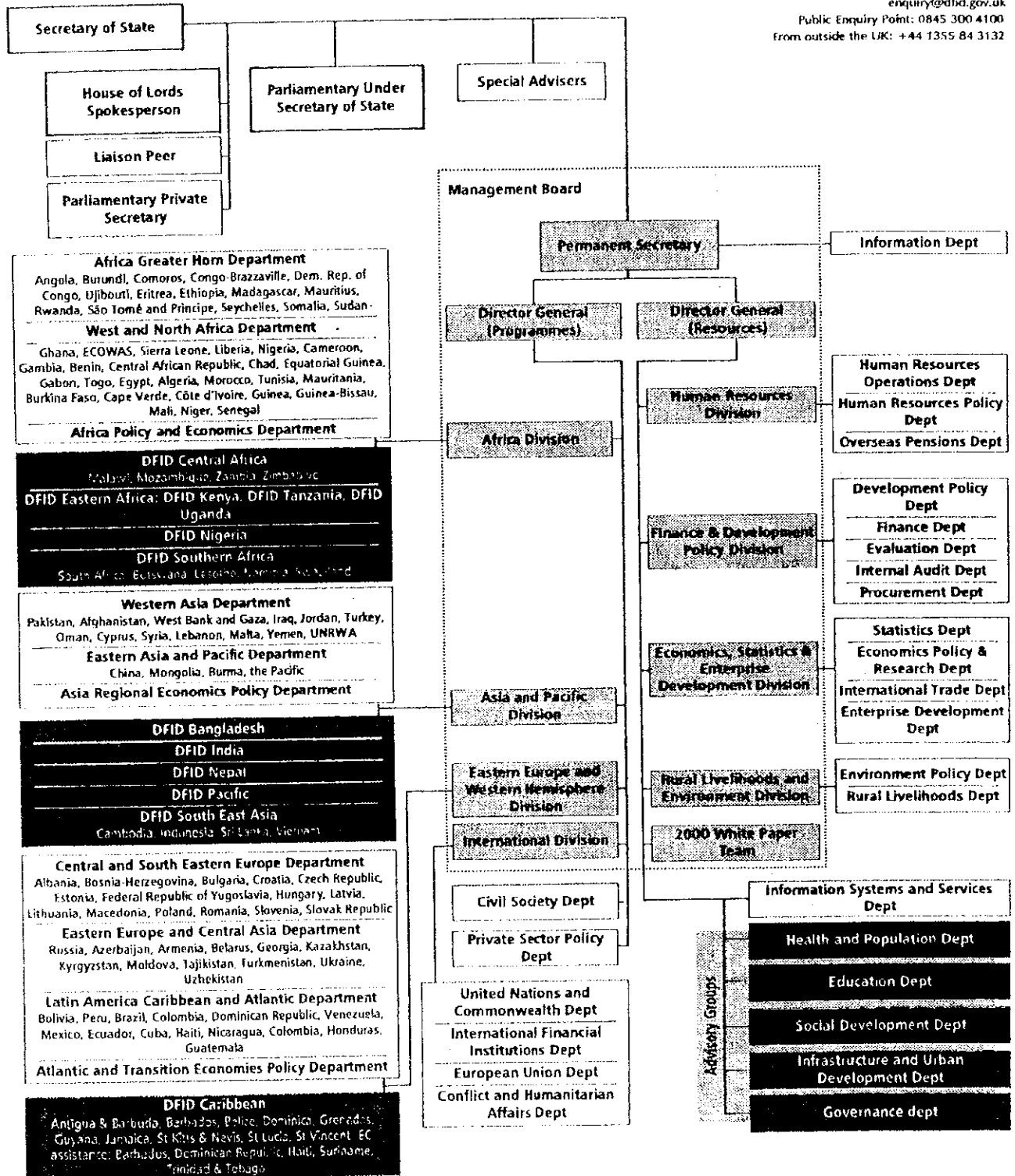
<sup>1</sup> 1= Tourism as main activity    2= Tourism as part of vocational training    3= Mitigating negative impacts of tourism    4= Tourism in enterprise promotion  
5= Tourism to achieve conservation objectives    6= Tourism Policy Development    7= research

図表 19 英国国際開発局 (DFID) の組織図

SIMPLIFIED ORGANISATION CHART  
(Updated June 2001)

**DFID** Department for International Development

www.dfid.gov.uk  
enquiry@dfid.gov.uk  
Public Enquiry Point: 0845 300 4100  
From outside the UK: +44 1355 84 3132



図表 20 国際援助機関の観光関連のプロジェクト例 (ドイツ連邦経済協力省-BMZ)

**Tourism in Projects of German Development Cooperation  
on behalf of the Federal Ministry of Economic Cooperation and Development (BMZ)**

Examples of projects carried out by GTZ (German Technical Cooperation):

Project Title	Country	Relation to Tourism <sup>1</sup>	Partner Agency	Project Duration	German Contribution
Promotion of Sustainable Development through Tourism	Central America	1,3,6	SITCA	1997 - 2002	5.00 Mill. DM
Promotion of Small Enterprises	Benin	4	MCAT	1997 - 2000	2.75 Mill. DM
Prorenda - Promotion of Small Enterprises in Pernambuco	Brazil	4	SICT/PE	1997 - 2001	3.00 Mill. DM
Promotion of the Economy and Employment	Bulgaria	4,6	Min. of Trade and Tourism	1998 -	3.80 Mill. DM
Environmental Management in the IX. Region	Chile	3,5	Regional Government	1997 - 2000	3.00 Mill. DM
Conservation of the Tai National Park	Ivory Coast	3,5	SODEFOR	1997 - 2000	2.75 Mill. DM
Support of the National Environment Agency	Gambia	3,5,6	NEA	1993 - 1999	2.50 Mill. DM
Know-How-Transfer for Waste Water Management	Jamaica	3	SRC	1996 - 1999	3.50 Mill. DM
AIDS Prevention	Jamaica	3	MoH	1995 - 1999	3.00 Mill. DM
Conservation of Petra	Jordan	3,5	DoA/CARCIP	1996 - 2000	3.00 Mill. DM
Promotion of vocational training	Cap Verde	2	IEFP	1996 - 2000	3.00 Mill. DM
Integrated Conservation in East Congo	Dem. Rep. of Congo	3,5	IZCN	1996 - 2001	16.40 Mill. DM
Highlands Water Project	Lesotho	3,5	MoE	1991 - 2000	2.80 Mill. DM
Parks and Wildlife	Malawi	3,5	DPNW	1996 - 2002	3.40 Mill. DM
Advisory to the Ministry of Development	Macedonia	3,5,6	Min. of Dev.	1997 -	2.87 Mill. DM
Combating Desertification	Namibia	5,6	MoE and Tourism	1993 - 1999	9.5 Mill. DM
AIDS Prevention in the East Caribbean	Caribbean	3	CAREC	1994 - 1999	4.00 Mill. DM
Promotion of Tourism	Palestine	1,3,6	MoT	1996 - -2000	4.60 Mill. DM
Promotion of small and medium sized enterprises	Peru	4	MITINCI	1997 - -2000	4.80 Mill. DM
People and Parks	South Africa	3,5	Ministry of Land Affairs	1996 - 1999	4.20 Mill. DM
Comunal Wildlife Management	Tanzania	3,5	MNRT	1998 - 2000	2.5 Mill. DM

<sup>1</sup> 1= Tourism as main activity    2= Tourism as part of vocational training    3= Mitigating negative impacts of tourism    4= Tourism in enterprise promotion  
5= Tourism to achieve conservation objectives    6= Tourism Policy Development    7= research

#### 4. 3 JICAによる協力との比較

主な二国間国際援助機関の活動方針・特色などを図表 21に示す。またいくつかの国際援助機関が観光関連のプロジェクトを実行している代表的な国の例としてエジプトとヨルダンを取り上げ、JICA/JBIC、世銀、USAID の協力内容を対比して図表 22、図表 23に示す。さらにプロジェクトサイクルの比較を図表 24に、財・サービスの調達方法を図表 25に示す。

JICA が道路網整備や博物館建設など大型の観光インフラ開発を含む長期的・総合的な開発を目指しているのに対し世銀・USAIDなどは環境に重点を移し、政府職員の能力向上を含む環境管理の制度的改善、下水処理場の建設、珊瑚礁など自然資源の保護などテーマを絞った協力に移行している。

援助のポリシーでは世銀が掲げている「貧困の撲滅」に準じた方針が各二国間援助機関、とりわけ英国・ドイツで明示されており、DFID（英国）は援助における観光の役割を再評価し、自然観光に焦点を当てている。さらに従来の外貨獲得から貧困の撲滅に重点を移しており「貧者のための観光-Pro-poor Tourism」を唱道している。

援助の方法は各援助機関により異なっているが、他方受け入れ国側も発展の段階、観光資源の種類など多岐にわたっており、援助する側としては各国の事情を十分調査検討した上で、その国に適したスコープ・手順による観光開発を提言する必要がある。

図表 21 国際援助機関のポリシー

	JICA (国際協力事業団)	USAID (米国国際開発庁)	GTZ (ドイツ技術協力公社)	DFID (英国国際開発省)	AfD (フランス開発庁)
設立年	1974	1961	1975	1997年旧 the Overseas Development Administrationを改組・強化し、予算を増加	1941年ロンドンで開設されたthe Caisse Centrale de la France Libreの後身
目的および性格	<p>特殊法人。日本のODAの中の技術協力を担当(技術協力予算のうち50.4% 2000年) 従来の「人遣り」協力に加え、近年その重要性がますます高まってきている開発途上国の「補給・制度づくり」を支援する協力。さらに、JICA事業の特色は、「人」を通じた「顔の見える援助」であり、近年わが国に強く求められている「人的な国際貢献」の中心的位置を占めている。</p>	<p>独自の予算を有する政府独立機関で、國務長官に報告を行い、國務長官のガイダンスに従う。</p> <p>「グローバルな安定に向かって」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題への対応</li> <li>・民主主義の育成</li> <li>・人口の安定化と基礎医療の確保</li> <li>・経済成長</li> <li>・人道的援助</li> </ul> <p>伝統的な開発援助を維持しつつも、貿易、投資の拡大を促進するための技術援助に重きを移していく方向。</p>	<p>ドイツの対外援助の技術協力の中心的役割を果たす組織。</p> <p>世界的規模の開発協力のためのサービス企業としての位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業として操業(主要顧客はドイツ経済協力・開発省(BMZ))</li> <li>・ドイツの省庁、援助国、EU、UNおよびWorld Bankの様な国際機関、研究所を代表して開発、改革を支援する。(ドイツの資金協力については復興金融公庫(KfW)が中心的役割を果たす)</li> </ul>	<p>世界の貧困の除去と持続可能な開発の促進の為にワークする。援助はアジアとサハラ以南アフリカの最貧国に集中して行われる。</p>	<p>フランスは、その外交政策において開発援助を重視する姿勢を明確に打ち出しており、国を代表する公式開発援助機関。</p> <p>フランスのプロジェクト援助の開発のためのファイナンス機関。グループとして、The AfD, Proparca, the CEFEBおよび海外で操業している14の子会社(銀行、ファイナンス、不動産)からなる。French Global Environment Facility (FGEF)に事務局長を出している。</p>
基本ポリシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ODA大綱4つの「原則」①環境と開発の両立②軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避③軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払うこと④民主化の促進、市場志向型経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払うこと)のもとでODAに取り組む</li> <li>・途上国の自助努力と主体的取り組みを前提とし、ほかの援助国や国際機関との協調・連携の強化、パートナーシップ構築に努める。</li> <li>・国毎の事情に適合した効果的、効率的な支援に努める。</li> <li>・NGO、民間部門を含めたあらゆる主体のもつ利用可能なリソースとの役割分担と、これら主体との連携を図る包括的な取り組み</li> <li>・「人間中心の開発」の観点から、LLDCに特に配慮する。また環境悪化などの種々の脅威から人間を守る「人間の安全保障」の視点に十分留意する。</li> <li>・「顔の見える援助」を積極的に展開し、わが国に対する国内外の信頼と評価を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済成長と農業開発</li> <li>・人口、健康と栄養</li> <li>・環境</li> <li>・民主主義と統治</li> <li>・教育と訓練</li> <li>・人権保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助国の国民の生活条件を持続可能な改善を行うと共に生活が依存している自然資源基盤を保護する。</li> <li>・公共利益に基づき機能する。援助政策基準としては</li> <li>・人権の尊重</li> <li>・政策決定過程への住民参加</li> <li>・法の支配</li> <li>・市場志向型経済の創出</li> <li>・貧困克服を目指す被援助国政府の開発促進のための政策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の貧困の除去</li> <li>・持続可能な開発の促進</li> </ul>	<p>2国間援助援助重視。伝統的に関係の深いアフリカ諸国に対する援助を重視。開発援助における優先目的として、以下を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発援助における相手国とのパートナーシップと対話に基づいた援助を行うこと。</li> <li>・調和・効率性向上などの観点から開発援助政策決定・実施において他のドナーとの間で調整を図ること。</li> <li>・援助実施における分権化を図りより革の根に近い地域間の連携に基づく援助体制を推進すること</li> </ul>

	JICA (国際協力事業団)	USAID (米国国際開発庁)	GTZ (ドイツ)技術協力公社)	DFID (英国)国際開発省)	AfD (フランス開発庁)
目的: 主要セクター 分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発と女性(WID/ジェンダー)</li> <li>貧困</li> <li>環境</li> <li>人口・エイズ</li> <li>教育</li> <li>障害者福祉</li> </ul>	ゴール1: 経済成長と農業開発の達成 ゴール2: 持続可能な民主主義の建設 ゴール3: 教育と訓練による人材能力の建設 ゴール4: 世界の人口の安定と健康保護 ゴール5: 長期間の持続可能性のための環境の管理 ゴール6: 人道主義者援助の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済開発</li> <li>雇用促進</li> <li>健康</li> <li>基礎教育</li> <li>環境保護</li> <li>資源保護</li> <li>地域開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>極貧地域の住民</li> <li>ユニバーサルな基本教育</li> <li>男女平等へのはっきりした進歩と初等および中等教育における男女差別除去による女性のパワーアップ</li> <li>乳幼児と5才以下の子供の死亡率を2/3減少するにするとともに母体の死亡率を3/4減らす</li> <li>初等ヘルスケアにより再生産的な健康サービスを受けられる</li> <li>持続可能な開発のための国の戦略の実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>途上国の経済的自立とグローバル経済への参加の達成</li> <li>政府機関と民主主義の基礎の強化</li> <li>貧困の撲滅と社会サービスの提供</li> <li>研究の機械及び科学的情報へのアクセスの改善</li> <li>地球協力の推進</li> </ul>
年間予算	約\$1,490 Million @¥120/\$(1,792億円)	\$ 7,093 Million (その内、開発援助は \$ 2,587 Million, 1999)	約\$ 3,000 Million (1998年DAC報告ベース暫定値の技術協力割合53.8%より算出。ODA白書)	2,342 Million ポンド、その内2国間援助は1,352 Million ポンド	
援助国	150ヶ国以上	115ヶ国	142ヶ国	アジアとサブサハラアフリカの最貧国	80以上
環境または観光における目的	環境悪化などの種々の脅威から人間を守る「人間の安全保障」の視点	環境における目的 1. 生物多様性の保存 2. グローバルな気候変化の減少 3. 汚染管理を含む持続可能な都市化の促進 4. 環境的に安全なエネルギーサービスの使用の増加 5. 自然資源の持続可能な管理の増加		pro-poor tourismの推進(pro-poor tourismは貧困の除去への寄与を最大にするために必要)	
環境または観光における援助の例	エジプト、ヨルダンへの援助(別紙)	サンゴ礁保護については20ヶ国以上で活動(Usaid Protecting the Global Environment Preserving Coral Reefs Around the World)	2つのプロジェクト「生物多様性国際協定の実行」と「熱帯生態環境支援計画」としてsustainable tourismを推進	the Tourism Fundを創設し、官、民ともに支給	



図表 22 観光分野における国際援助機関の動向（エジプトでのプロジェクト比較）

対象地	JICA 全エジプト、優先地域(上エジプト:上ナイル、紅海)	World Bank 紅海沿岸	USAID 紅海沿岸	USAID 紅海沿岸	USAID 紅海沿岸	USAID 全エジプト
プロジェクト名	エジプト国観光開発プロジェクト調査	エジプト国紅海沿岸および海洋資源管理プロジェクト	環境的に持続可能な自然資源管理	持続可能な観光へのアプローチ	環境的に持続可能な観光の促進	エジプト国古代遺物の保存と修復
期間	事前調査:1997年6月7日~7月1日(25日間) 本格調査:1998年6月~2000年7月	1993-1996(1993-2003の内)	1998-2002	1996-1999	1995-1997	1994-
受益者又はカウンターパート	カウンターパート機関:観光開発庁(主管)、エジプト観光庁、紅海沿岸庁、アスワン県、ルクソール市、環境省、運輸交通省、建設省、航空庁、投資庁、国防省	観光開発庁、環境庁、紅海自治体政府		エジプトの公共及び民間部門は持続可能な観光開発から全体として長期の経済利益を得る		
供与(援助)金額		SOR 3.4 million (US \$ 4.75 million equivalent) (Global Environment Trust Fund より支出)	FY 2000: \$18,814,000 ESF	FY 1998:\$1,000,000 ESF (金約 \$7.3 million)	\$ 5.35 Million	Egyptian LE 50.5 Million (\$ 15 Million equivalent)
供与条件	技術援助	Grant				
プロジェクトのコストとファイナンス		総計:US\$ 5.73 million 内US\$ 4.75 million は外貨、US\$ 0.98 million はローカル貨。エジプト国負担	FY 2000: \$18,814,000 ESF	・在エジプトアメリカリサーチセンター(American Research Center in Egypt ARCE): \$2.6 million grant にて文化的サイト開発を行う。 ・Wivrock International Inc.: \$ 4.2 million contract にて環境的に持続可能な観光開発促進と紅海沿岸と諸島の壊れやすい自然資源(サンゴ礁)の保護を行う。 ・IPG International: \$540,000 環境的に持続可能な観光開発促進		
プロジェクト発起	・運輸省観光開発促進調査等 ・個別評価調査報告	1991年12月				
審査ミッション派遣		1992年5月 交渉:1992年11月				
契約発行日		1993年4月				
プロジェクトの目的	・エジプト国の観光分野の現開発計画のレビューおよび開発条件の分析を行うと同時に、優先地域を選定する。	紅海の汚染防止(1)政策、計画規制の開発および実施(2)政府機関能力の強化(3)公共-私パートナーシップの開発および実行(4)実用的解決の開発および実行(5)データベースの開発およびその他	観光客の増加により、紅海沿岸ではコントロールされずに開発が加速し、増加したダイビング及び釣り客が、沿岸のサンゴ礁エコシステムに脅威を与えている。このプロジェクトの目的は政策と組織的な弱さを指摘する事により、沿岸および海洋資源の持続可能な管理を育成する事である。	観光が基本をおいている自然および文化サイトを守るとともに長期の経済成長と商業創生に寄与する観光における持続可能な成長を援助する。	観光が基本をおいている自然および文化サイトを守るとともに長期の経済成長と商業創生に寄与する観光における持続可能な成長を援助することを立案するパイロット活動である。	

	JICA	World Bank	USAID	USAID	USAID	USAID
プロジェクトの内容	<p>観光開発計画のレビューや開発条件の分析はエジプト全国を対象に行う。観光資源、地理的条件、対象マーケットから5つのTourism Regionと13のTourism Sub-regionを設定して分析を行い、2007年までに実施するべき14の優先プロジェクトを提案。</p> <p>・上ナイルと紅海をつなぐ道路沿いの休憩施設整備</p> <p>・ケナーアスワン間の鉄道輸送力の増強</p> <p>・上ナイル・紅海の道路網の改善</p> <p>・駅や駅前広場の改善</p> <p>・アルサアラームの国形展覧物管理計画策定</p> <p>・紅海の都市開発計画の策定</p> <p>・ナイルから紅海南部地区への都市用水路の整備</p> <p>・ナイルクルーズ船の島の旅客機橋改善</p> <p>・農産品村の開発</p> <p>・史跡等へのアクセス道とその周辺環境整備</p> <p>・遺跡・史跡における博物館、サイトプラザ、インターネット博物館の整備</p> <p>・カイロ博物館の移設</p> <p>・観光専門学校建設</p> <p>・海洋環境センターの整備を含む海洋環境管理プログラム</p>	<p>エジプトの紅海部分である北部にあるRas Shukairと南部にあるThe Sudanese border間</p> <p>(1) 沿岸地域管理(CZM Coastal Zone Management)計画の開発</p> <p>(2) TDAとEEAAの環境評価能力の開発</p> <p>(3) CZM計画の下に開発された海洋汚染コントロール規則及び基準をモニターし強化する能力の開発</p> <p>(4) 価値があり、壊れやすいサンゴ礁自生地を守り、訓練、公衆への注意、継続して訪問者の使用、楽しみ、促進のためのリクリエーション活動の管理</p> <p>(5) 海洋保護地域の確立、3地域の管理のための換案計画の準備</p> <p>(6) 生物多様性と汚染防止が達成され、プロジェクトが継続されることを確実にするためにCZMプロジェクトのレビュー、モニターリングおよび評価</p>	<p>(1) 拡張され、フル稼働した紅海海洋パークにおけるサンゴ礁と珊瑚自生地の状態の測定できる安定性と改善</p> <p>(2) 改善された技術の観光分野、公共部門及び民間における採用に対するよい管理と建設的実践</p> <p>(3) 環境管理に関係する政府組織の制度的改善</p> <p>(4) 成長する公共の注意によって支持された強くなった非政府組織の制度的開発</p>	<p>(1) Hurghada(紅海沿岸)に全設備とスタッフを持った海洋パーク事務所を設置</p> <p>(2) 紅海沿岸の新しい紅海真海洋パークに250の保管バイ設置とパーク内で適切に保管するように訓練された350人のポーターを配置</p> <p>(3) St. Anthony and Paul 修道院の保存作業およびThe Quseir and Seti Iの古い墓石の保存作業</p> <p>(4) 公共部門、私的部門及び非政府組織(NGO)間の連携の強化を目的とした種々の活動の支援</p> <p>① サイト開発と管理</p> <p>② 持続できる観光戦略開発(紅海観光アクションプラン、国形展覧物アクションプラン、紅海観光産業のアド/インテグレーション比較)</p> <p>③ パークレンジャーに対する訓練と共に新しいサンゴ礁保護地域の創設</p> <p>④ 観光設備の支援(シナイ減圧室の改善、ホテルの環境管理)</p> <p>⑤ 地域及び国際協同活動(国際サンゴ礁インシアチブコンフェレンス)</p> <p>⑥ NGO 開発(Hurghada環境保護保存協会)</p>	<p>(1) サンゴ礁を保護するために紅海沿岸に海洋パークサンクチュアリの創設</p> <p>(2) Hurghadaの砂漠西にあるSt. PaulとSt. Anthonyの修道院の文化観光ポテンシャルの改善</p> <p>(3) Quseirのイスラム墓の復元</p> <p>(4) 王の谷にあるSeti Iの墓に対する観光的な表示の適切な計画の開発</p> <p>(5) 紅海沿岸に対する環境的に持続できる観光戦略の開発</p>	<p>在エジプトアメリカ研究センター(ARCE)はエジプト古代遺跡高等評議会(Egyptian Supreme Council for Antiquities)と密に協力してUSAID政策交換と日用品プログラムの下ではついでエジプト通貨を使ってエジプト古代遺物を保存する計画を管理している。全32活動あり、例えば、(1) Zawiya Ibn Barqua: 写真記録、歴史的記録、洗浄、保存作業(2) ARCEフィールド学校: 34人の古代遺物高等評議会検査官の建築物発掘技術訓練(3) 博物館管理: 16人の古代遺物高等評議会職員を米国において6週間訓練。(4) 海洋保存研究所: 研究所施設の改善(5) カイロのユート人地域: サイト表示計画、地下水の分析(6) Bayt ar Razzaz: 現状調査、部屋の倒壊対策、写真記録(6) Bayt ar Razzaz: 現状調査、部屋の倒壊対策、写真記録(7) Luxor Temple: 小研究所と収納庫の建設等がある。</p>
プロジェクト実施体制	<p>日本側コントラクターがエジプト側カウンターパートチーム(エジプト観光庁、紅海沿岸、アスワン県、ルクソール、環境省、運輸交通省、建設省、運輸交通省、建設省、航空庁、投資庁、国防省)と協力体制を組み実施。日本側は計15人 78 MM</p> <p>担当分野は総括/観光資源評価/民営、観光開発/地域開発、観光行政、観光振興/宣伝、市場調査、市場分析、需要予測/経済財務分析、環境/社会記録、人文観光資源保全計画</p> <p>1(全国レベル)、人文観光資源保全計画-2(地域レベル)、人文観光資源保全(遺跡)、人材養成/観光サービス、観光施設計画、社会インフラ、交通インフラ</p>	<p>主要スタッフは観光開発庁、環境庁、紅海沿岸のスタッフ。主要スタッフは観光開発庁、環境庁、紅海沿岸のスタッフ。国際コンサルタントが支援する。</p> <p>担当分野は海洋生物学、エコロジー、資源管理、海洋学、海洋汚染、土地利用計画、エコ開発/計画、エンジニアリング、保護地域計画、社会人類学、観光計画、リクリエーション計画、環境法、環境経済、ファイナンス、コンピューター技術、リモートセンシング等計21人 206 MM。</p> <p>国際コンサルタントは沿岸管理計画者/管理者、海洋汚染アドバイザー、海洋公園アドバイザー、GISシステム、海洋汚染、油汚染コントロール、リスク評価、自然観光、保全資金、環境法、環境研究所、環境編、環境評価、研究担当として 総計 15人 48 MM</p>				<p>在エジプトアメリカリサーチセンター(ARCE)がエジプト古代遺跡高等評議会と密接に協同して実施。更に種々の米国およびエジプトの特殊研究部門が参画。</p>

	JICA	World Bank	USAID	USAID	USAID	USAID
主要コントラクター、請負者、エージェンシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>Pacific Consultants International</li> <li>Yachiyo Engineering Co., Ltd.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際コンサルタントは計15人 48 MM</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>The International Resources Group Inc.が活動に対する技術サポートを提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>American Research Center in Egypt \$2.6 million grant にて文化的サイト開発を行う。</li> <li>Winrock International Inc.: \$ 4.2 million contract にて環境的に持続可能な観光開発促進と紅海沿岸と諸島の壊れやすい自然資源(サンゴ礁)の保護を行う。</li> <li>IPG International: \$540,000 環境的に持続可能な観光開発促進と紅海沿岸と諸島の壊れやすい自然資源(サンゴ礁)の保護を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Winrock International Environmental Alliance</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在エジプトアメリカリサーチセンター (ARCE)及びChicago House, Friends of the Fulbright Commission, American University in Cairo, California Academy of Sciences, University of Pennsylvania</li> </ul>
運営管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA側として、JICA作業監理委員会</li> <li>エジプト国側の責任機関(カウンターパート機関)は観光開発庁 (TDA: Tourism Development Authority)で、観光開発庁にステアリングコミティが設置された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの実施は借りての責任であり、定期的な報告書の提出が求められる。世銀では現地に監査ミッションを定期的に派遣し、目標の達成に責任を持つ。</li> <li>今回の場合、 <ul style="list-style-type: none"> <li>Project Management Group (PMG)</li> <li>CZM Technical Advisory Committee</li> </ul> </li> <li>カイロの観光開発庁に事務所、カイロ事務所にプロジェクトコーディネイター(PC)、Hurghadaに事務所を置き、操業マネージャー(OM)を置く。</li> <li>その他チーフプランナー、チーフサイエンティスト、データベースマネージャー、ファイナンシャルマネージャー、PRおよび教育オフィサー、訓練および管理オフィサー、チーフ汚染コントロールオフィサー、保護地域マネージャー、リクリエーション地域マネージャー</li> <li>計11人 375 MM</li> </ul>				
プロジェクト事後評価						
他ドナープログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>1976年末から77年末にかけて1年間ドイツ技術協力庁(GTZ)がシュタインバーガー・コンサルティング会社(フランクフルト)と観光研究所(シュタルンバーグ)の協力で行ったエジプト観光開発基本計画(1978年4月)は、その後長らくエジプト政府の観光開発の基本となった。</li> <li>その後数々の総合計画が作成されているようである(詳細不明)。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>USAIDはアカバ湾のために開発されたEU資金による海洋公園システムを紅海および沿岸領域において同様の物(レプリカ)をつくるためにEUと密接に協力している。</li> </ul>			

	JICA	World Bank	USAID	USAID	USAID	USAID
環境面の配慮	<p>・海洋観光資源はきわめて脆弱な自然環境資源を利用しているため、海軍の環境管理の強化と同時に、都市の秩序ある開発によって環境に対する影響を最小限におさえる。</p> <p>・ナイル川の水質汚染対策として、クルーズ船数の制限を行うと共に、紅海沿岸に分布するサンゴ礁は海岸線保全と一体的なサンゴ礁・海洋環境管理・保全対策が急務であり、さらに環境管理センターの設置なども必要と強調。</p>	<p>プロジェクトの環境的側面を重視するために、環境アセスメント(EA)をプロジェクトサイクルの各段階に取り入れている。</p>				
事業効果	<p>観光産業はエジプトにとって基幹産業であり、今後も外貨獲得と雇用機会を増大によって国家の経済発展に寄与することが期待されている。新しいエジプト観光の観光商品である海洋リゾート観光の開発は、紅海沿岸の観光客を急増させることが期待される。これにより観光関連産業の雇用を急増させ、都市人口も増加することになる。</p>	<p>サンゴ礁、固有の島の野生生物、種々の海洋環境の保護に大きな寄与をもたらす。</p>				
事業実施上の留意点 (プロジェクト・リスク 他)	<p>他の政府関係機関・地方政府・民間とより緊密に連携を取る必要がある。関連する産業の開発と歩調を合わせた開発が必要。</p>	<p>大きなリスクがある。政府の理解不足、支持不足等。スタッフの不足。</p>				

図表 23 観光分野における国際援助機関の動向 (ジョルダンでのプロジェクト比較)

項目	JICA	JBIC	World Bank	USAID
対象地	ジョルダン全国及び優先6プロジェクト実施予定地域	首都アンマン、死海沿岸、カラク市、サルト市	ペトラ地域、ワディラム地域、カラク市、ジェラシュ市	ペトラ近郊のワディモウサ
プロジェクト名	ジョルダン観光開発計画調査	ジョルダン観光セクター開発事業	ジョルダン第2次観光開発事業(1982,83年頃に第1次事業(ペトラ、ワディモウサ改良)が完成した)	ペトラ歴史的サイト・ワディモウサ・廃水処理プラント・インフラ改良事業(Improved Water Resources Management Projectの一部)
事業実施期間	1994年12月～1996年2月まで	1999年12月～2005年12月	1998年～2003年	1995年～2002年
受益者(Beneficiaries)及び実施機関	MOTA(Ministry of Tourism & Antiquities)	MOTA(Ministry of Tourism & Antiquities)、アンマン市、カラク市、サルト市	MOTA、公共事業住宅省、アカハ開発公社	水資源・灌漑省(Ministry of water and irrigation)(推定)
供与金額(Amount)		7,199百万円	32百万米ドル	7百万ドル(総事業費6千万ドルの12%)
供与条件(Terms)	技術協力(グラント)	円借款(金利2.2%、期間:据置7年を含む25年償還、一般アタイト)	世銀ローン(手数料0.75%、4年据置を含む17年償還)	技術協力(グラント)が主体(予想)
プロジェクト・コストと資金調達(Financing)	開発調査の必要経費は、約百万円。全額がJICA技術協力予算で賄われた。	総事業費:10,205百万円、うち71%は円借款、残り4%はJICA 資金(D/D)、残り25%自己資金	総事業費:44百万ドル、うち73%は世銀借款、残り27%は政府自己資金で賄う。	総事業費:60百万ドル、うち本事業の廃水処理プラントは12%の7百万ドルでUSAID資金で賄う。
プロジェクトの目的	1.ジョルダンの観光開発戦略と政策を策定し、優先して開発すべき地域及び優先プロジェクトを策定する。	1. 当国への外国人観光客の増大に対応し、外貨獲得増加を図るために、同国の観光資源を十分に活用するための観光基盤を整備すること。	1.ペトラ、ワディラム、ジェラシュ、カラクで持続可能な環境的に健全な観光を促進する諸条件を作る。 2.上記地域で観光関連雇用を増大し所得増加を図ること。	1.ペトラ近郊のワディモウサの住民4万人とペトラへの観光客のために、廃水処理プラントを建設して、環境保全を図る。
プロジェクトの内容	1.ジョルダンの観光開発戦略と政策の策定 2.観光開発計画と優先プロジェクト計画の策定 ①優先観光開発地域 ②6つのモデルプロジェクト計画 ③6モデルプロジェクト5カ年実行計画	1. 首都アンマン国立博物館建設 2. 死海周遊道路の建設 3. アンマン・ダウンタウン観光ゾーン整備 4. 死海展望台コンプレックス建設 5. カラク市観光開発整備 6. サルト市歴史景観地区整備	1.ペトラ地域の道路・駐車場等インフラの修復、環境管理の改善 2.ワディラム村の道路等インフラ開発と保護地域の保全活動 3.カラクとジェラシュの観光開発パイロットプログラムの実施 4.MOTA長期観光開発戦略策定の技術援助、その他	1.ペトラ近郊のワディモウサに廃水処理プラントを建設する。 2.ペトラ近郊の4村に廃水回収サービスを行う。 3.近郊の農業へ再利用水130万立方メートルを提供する。

項目	JICA	JBIC	World Bank	USAID
プロジェクトの入札実施方式	コンサルタントの選考は、指名競争入札方式による。(推定)	1. 国立博物館、ラガタンバスターミナル、死海道路は国際競争入札方式 2. 死海展望台、サルト市整備は国内競争入札方式(LCB) 3. カラク市整備、アンマン観光ゾーン開発は国内入札方式(LB)	1. ペトラ道路修復工事はICB方式(国際競争入札) 2. その他は国内競争入札方式(LCB方式)	
プロジェクト発掘調査	運輸省の観光開発促進調査で発掘	JICA開発調査によって発掘された。		
審査Mission派遣	1994年(推定)	1997年11月	1996年11月	
契約発効日		1999年12月(L/A発効)	1997年10月1日	
他ドナーの関連プログラム				欧州投資銀行(80百万ドル)、日本(64)、ドイツ(59)、フランス(13)
主要コンサルタント	PCI(パシフィックコンサルタンツインターナショナル)	PCI(パシフィックコンサルタンツインターナショナル)	不明	不明
運営、維持・管理体制	MOTA	MOTAが統轄する予定。	不明	不明
環境面の配慮	調査報告書では、環境保全について優先して実施すべき行動として、下記を挙げている。 ①自然地域の保護と保全 ②既存観光地回復と統合管理 ③野生動植物と社会的な調査 ④環境NGOへ技術資金援助 ⑤環境教育の実施	環境チェックリストによる分析の結果、EIAを必要とするような環境へのインパクトは認められなかった。	観光地の環境保全そのものが、当事業の目的の一つになっており、ペトラの道路修復でも、環境影響評価が行われ、考古学的サイトを外れた場所で工事が行われている。	1. 本事業の主目的が、ペトラ周辺の環境保全を図るため、廃水処理プラントを建設するものであり、本事業は、有名な人気観光地であるペトラの観光地としての持続性を促進するものである。
事業効果	1. ジョルダン観光開発戦略と優先6プロジェクトが打出され、それに基づき、7,199百万円の円借款がJBICから供与される事になった。 2. ジョルダン観光政策の決定に大いに参考となっている。	1. 観光基盤整備による外国人観光客の増加及び外貨収入の増加 2. 事業実施に伴う雇用機会の増加	1. ペトラとワディラムの交通利便性を高め、両地の持続的観光を促進する。 2. カラクとジェラシュの観光開発促進	1. 観光地ペトラと周辺部の環境保全効果 2. 再利用水の農業利用により農産物の増産効果
事業実施上の留意点(プロジェクト・リスク他)			1. 対象地域の政治的安定性 2. プロジェクトの政府コミットメント欠如 3. 新規インフラ施設の運営維持への継続的資金供給の欠如。 4. 実施機関のプロジェクト管理実施能力の脆弱性	

図表 24 国際援助機関のプロジェクト・サイクル

	JICA開発調査	UNDP	世銀グループ		地域開発銀行	日本
			国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	米州開発銀行 (IDB)	日本国際協力銀行 (JBIC)
計画段階	<p>1. 相手国政府の協力要請</p> <p>①相手国政府は、調査の内容を記したTOR(Terms of Reference)と呼ばれる書面を付した要請書を、外交ルートを通じて日本政府に提出する。</p>	<p>1. 国別計画</p> <p>①まず、被援助国の開発基本計画と人口や一人当たりGNP等を基準とした5年間の援助見込額である事業計画指標 (PIF) に基づいた国別計画を策定する。</p>	<p>1. プロジェクト内容選定 (責任主体: 借入国と世銀)</p> <p>①プロジェクト内容の選定において、次の点を考慮。 ・世銀による経済調査、過去のプロジェクト、他の開発関連機関の動向 ②環境面のスクリーニング: プロジェクトを全般的環境アセスメント (EA) が必要なもの、何らかの環境分析が必要なもの、特に環境分析が必要でないものに分類する。 ③影響を受ける可能性のあるグループとの協議を開始。また、現場の検分を行う。 EAが必要なプロジェクトは、実施範囲決定のための調査実施</p>	<p>1. Programming</p> <p>①IDBがプログラミング・ミッションを相手国へ派遣 (通常2年に1回) ②ミッション派遣時に、相手国政府と共に、開発案件の検討と優先順位の取り決めを行う。 ③その結果を踏まえ、その国に対する融資計画 (Lending Program) を策定。(この計画には、IDBが将来予定する融資案件がセクター別に整理され編纂されている)</p>	<p>1. Preparation</p> <p>①借入国政府は事業のF/Sを実施し、日本外務省、JBICへ借款要請書を提出する (その際に環境への影響調査結果を含める)。 ②JBICは、日本政府の決定した日本のODA政策に基づいて、借入希望国のマクロ及びセクター調査を実施し、借款要請に不備があれば、必要に応じてSAPROF調査を実施し、借款要請書を補充する。</p>	
準備立案段階	<p>2. 調査実施の決定</p> <p>①日本政府は、要請の内容について JICAと検討を行い、調査実施が適当と判断されたときは、調査実施を決定する。</p>	<p>2. プロジェクト立案</p> <p>①UNDP管理理事会によって承認された国別計画に基づいて、個々の具体的なプロジェクトが立案される。</p>	<p>2. 準備 (責任主体: 借入国)</p> <p>①世銀による技術・財政支援を実施。 ②経済・技術・制度・財政面の調査を実施 ③EA又は環境分析が必要なプロジェクトでは、環境への影響を考慮した代替案を検討し、影響及び可能な緩和措置に関するアセスメントを実施し、EAが必要な場合、報告書の作成を開始。</p>	<p>2. Identification</p> <p>①IDBと相手国政府共同で、個々のプロジェクトに関し、事業実施の基本方針、問題点の整理、対策の検討、事業のデザイン作り、スケジュール作成、他の関連機関との調整等を行う。(この時点で個人コンサルタントが必要となる事もある)</p> <p>3. Preparation</p> <p>①決まった基本方針に基づき、詳細なデザインが決定され、技術面、採算面、金融面、社会面、制度面等の検討を行い、コストとベネフィットの詳細な分析を行う。 ②相手国政府の要請に基づき、コンサルタント会社が雇用され、F/Sやデザイン作り等が行われる。</p>		
審査段階	<p>3. 事前調査 (SW協議)</p> <p>①事前調査団は、日本政府の決定を受け、マスタープラン (M/P) の策定やフィジビリティ調査 (F/S) 等の本格調査の範囲、内容、方法などを定めた実施細則 (S/W: Scope of Work) を相手国政府と署名交換する。</p>	<p>3. 審査</p> <p>①立案されたプロジェクトは、UNDP内都及び他の国連関係機関によって審査される。</p>	<p>3. 詳細デザイン</p> <p>①EAを行う場合、これに環境に関する改善・緩和措置を組み込む。 世銀にEA報告書を提出。</p> <p>4. 事前審査 (責任主体: 世銀)</p> <p>①プロジェクトの経済・技術・制度・財政・環境面の評価実施。 ②EAが行われた場合、EAの手続や所見等を審査。 ③各地域担当技術員環境課によるEAの適性検査を実施。</p>	<p>4. Analysis</p> <p>①IDBは事業のフィジビリティを詳細に詰め、IDB理事会に提出する詳細な融資要請書 (Loan Proposal Document) を作成 ②ここで、ファイナンスの条件、調達すべき財・サービスの明細、調達手続き、調達スケジュール等を決定し、融資の細部をつめる。(そのため、個人コンサルタントをIDBが起用することもある)</p>	<p>2. Appraisal</p> <p>①日本政府は、借款要請書を受けて借入国への政府ミッションを派遣し、それに基づき事前通報を行い、借入国政府と交換公文 (E/N) を締結する。 ②JBICは、これと並行して案件審査ミッション (Appraisal Mission) を派遣して、事業の詳細な内容を詰める。(その際、事業の環境への影響を評価する)</p>	
契約段階	<p>4. コンサルタント選定・契約</p> <p>①JICAはコンサルタントを選定し、契約し、調査団を組織する。</p>	<p>4. 承認</p> <p>①立案されたプロジェクトは、更に規模によって現地事務所 (70万\$以下)、本部 (70~100万\$) 及び管理理事会 (100万\$以上) によって承認を受ける。</p>	<p>5. 交渉と理事会の承認 (責任主体: 借入国と世銀)</p> <p>①借入国政府が最終的な資料の検討を行う。 ②貸付期間・条件について合意する。 ③環境関連条項を必要に応じて契約に組み込む。 ④世銀理事会がプロジェクトを承認する。 借入国と世銀が貸付合意書に署名する。</p>	<p>5. Negotiation/Approval</p> <p>①IDBと借入国との間で融資条件の交渉が行われ合意され、事業の実施や調達スケジュールについても合意される。 ②これらの合意は融資条件書に盛り込まれ、IDB理事会の承認を経て、IDBと借入国との間で調印される。</p>	<p>3. Loan Negotiation/Agreement</p> <p>①JBICと借入国政府の間で、上記E/N及びJBIC審査に基づき、借款交渉 (Loan Negotiation) を行い、供与条件、スケジュール等を詰めた後、借款協定 (Loan Agreement) に調印する。</p>	

	JICA開発調査	UNDP	世銀グループ		地域開発銀行	日本
			国際復興開発銀行(IBRD)	国際開発協会(IDA)	米州開発銀行(IDB)	日本国際協力銀行(JBIC)
実施段階	<p>5. 本格調査</p> <p>①本格調査の行程には次のような段階がある。</p>	<p>5. 実施</p> <p>①承認されたプロジェクトは、UNDP、被援助国政府及び実施機関の三者によって実施され監督される。実施機関は国連専門機関（IBRD/IMF/IC等）、ADB、IDB等の地域開発銀行及び国連補助機関等の38関連機関であり、各々の実施機関が専門性を活かしてプロジェクトを実施する。UNDPは、主にプロジェクトの進行や予算の執行について監督する。</p>	<p>6. 実施・監督(責任主体:借入国と世銀)</p> <p>①世銀は借入国政府への貸付を開始する。 ②借入国政府がプロジェクトを実施する。 ③世銀はプロジェクトの監督を行う。 ④環境対策がとられたプロジェクトでは、借入国と世銀が環境に関する条件の遵守と緩和措置の有効性に関するモニタリングを行う。また、予測されなかった環境への影響については是正措置をとり、環境対策を評価する。</p>	<p>6. Execution/Supervision</p> <p>①この段階で財の調達の実施され、建設、土木工事が開始される(事業実施は全て借入国の責任で、IDBはこれを監視監督する)</p>	<p>4. Project Implementation/Supervision</p> <p>①借款協定に基づき、借入国政府の責任でPQ、入札等を行い、コントラクターを選定する。 ②コントラクターは、調達、建設工事を推進する。 ③JBICは、その工事の進捗に合わせ、借款資金を実行し、進捗を監視する(必要ならSAPIを実施)。 ④施工管理コンサルタントは工事を管理する。</p>	
完了段階	<p>6. 最終報告書の作成・完了</p> <p>①最終報告書が取りまとめられ、開発調査は完了する。</p>		<p>7. 完了</p> <p>①完了に伴い、プロジェクト担当者がプロジェクト完了報告書を作成する。</p>		<p>5. Project Completion</p> <p>①事業の完了と共に、借入国政府実施機関は、事業完了報告書(Project Completion Report)を作成し、JBIC等に提出する。</p>	
事後評価段階	<p>7. 評価</p> <p>①完了した開発調査の内容、レベル等を評価する。</p>	<p>6. 事後評価</p> <p>①プロジェクトの終了後に、目的の達成度、被援助国の開発政策に対する影響、残された問題等に関する評価を行う。 ②事後評価による結果は、新たなプロジェクトにフィードバックされる。</p>	<p>8. 評価(責任主体:世銀)</p> <p>①世銀の業務評価局(OED)が評価を行う。</p>	<p>7. 評価</p> <p>①完了した事業の実施状況をチェックし事後評価しその結果を新事業計画実施の参考とする。</p>	<p>6. Post-Evaluation/Post Supervision</p> <p>①JBICは、事業完了後、早めに事後評価及び完成案件フォローアップ調査を実施し、事業の成否、効果などを評価し、その結果を将来の新しい案件の実施の参考とする(必要に応じて、SAPS調査も行う)。</p>	



図表 25 国際援助機関の財・サービスの調達方法

機関名	JICA(国際協力事業団)	JBIC(国際協力銀行)	IDB	EuropeAid
年間調達契約数	約1,500		4,000以上	
サプライヤーの条件	わが国で施行された法律に基づき登記された法人であること、専任の技術者を有すること、連続する2営業年度において財政状況が良好な有参加資格社(者)	国際競争方式入札では、世界中のあらゆる国のサプライヤーが参加出来る。	IDBのメンバー国の企業に限定	EUメンバー国の企業・個人および規則により規定された国と地域の企業・個人および組織
調達の手続き		サプライヤーの決定および調達実施の責任は全て借入れ国(プロジェクト実施国)にあるが、JBICがつけたガイドラインに従い、そのスーパーバイズを受け、かつ承認を得る必要がある。	サプライヤーの決定および調達実施の責任は全て借入れ国(プロジェクト実施国)にあるが、IDBが作ったガイドラインに従い、そのスーパーバイズを受け、かつ承認を得る必要がある。	
各調達プロセスにおける承認		基本的には本部。一部は借入れ国にある代表事務所にも権限委譲	借入れ国にある代表事務所にも権限委譲。但し、ワシントン本部の調達関係専門部署およびワシントン本部調達委員会が補佐する。	
調達の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2,500万円以上:一般競争入札</li> <li>・2,500万~160万円:指名競争入札。参加資格を満たす者の中から案件毎にランダム・サンプリングにより、参加者を選定。</li> <li>・160万円以下の購入および契約の性質又は目的が競争を許さない時、緊急を要するため競争に付し得ないとき等: 随意契約。</li> </ul>	<p>国際競争入札(ICB)が原則。</p> <p>(a) 国際競争が適当でなく、銀行が他の方法をとめるような特殊な状況は以下の通りである</p> <p>(i) 借入人が既存機器との適合性を図る見地から、機器またはスペアパーツについて妥当な範囲での企図統一維持を希望する場合。</p> <p>(ii) 借入人が、ざんこうが了承する手続きに従い発注された既存契約との約六の継続性を図ることを希望する場合。</p> <p>(iii) 的確な請負業者または供給者(以下、総称して「コントラクター」という)の数がかぎられている場合。</p> <p>(iv) 当該調達金額が少額なため外国企業が興味を示さないことがはっきりしている場合、または、少額なため国際競争入札を行うことによって生ずる管理上のふたがその利点を上回る場合。</p> <p>(v) 上記(i)、(ii)、(iii)および(iv)に加え、緊急調達のばあいのように銀行が国際競争入札を不適当とみなす場合。</p>	<p>国際競争入札が原則</p> <p>・建設、土木工事: 500万\$以上の場合: 国際競争入札、35万\$以上財の購入および調達サービス: 国際競争入札</p> <p>・調達が少額であったり、緊急を要する場合、一定の規格品を必要とする場合、既往契約の場合、あるいはサプライヤーが限定されている場合には、以下の方法が採用される。</p> <p>・ローカル競争入札: 外国サプライヤー参加の可能性がなく、ファイナンス係入国通貨のみで行われる場合には、借入れ国企業に限定した競争入札が行われる。</p> <p>・限定国際入札: 少額、少量の調達、サプライヤーが限定された、あるいは極めて特殊な資材の調達、緊急事態、等の場合には、あらかじめ選定されたサプライヤーに対するインビテーション・ベースの限定入札が行われる事がある。</p> <p>・国際/ローカル調達: 規格品や低価格品、小規模、単純工事については入札なしに2~3のサプライヤーより見積もりを徴収し決定される。</p> <p>・直接契約: 既往契約の延長等で継続性が必要な場合、緊急時、等に特定のサプライヤーが直接契約されることがある。</p>	<p>競争入札が原則。ワークス、サプライ、サービスの3つに分類されている。</p> <p>「ワークス」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・500万ユーロ以上のワークに対する契約: 国際オープン入札法または限定法</li> <li>・30万~500万ユーロのワークに対する契約: ローカルオープン入札法</li> <li>・ユーロ30万以下のワークに対する契約: 単純化法</li> </ul> <p>「サプライ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15万ユーロ以上のサプライ契約: 国際オープン入札法</li> <li>・ユーロ3万から15万のサプライ契約: ローカルオープン入札法</li> <li>・ユーロ3万以下のサプライ契約: 単純化入札法</li> </ul>
調達の原則方法の割合		(b) 上記のようなばあいは次のような調達方法が優先されるが、その際には最大限可能な限り国際競争入札の適宜をとりいれるものとする。		
		<p>(i) 限定国際入札(LIB)(こうじなしの直接招請による実質的な国際競争入札)</p> <p>(ii) インターナショナルショッピング(価格競争を確保するために複数(通常は3社以上)の外国及び/または現地の供給者から得た価格見積りの比較に基づく調達方法)</p> <p>(iii) 随意契約</p>	調達契約の60%以上	

機関名	JICA(国際協力事業団)	JBIC(国際協力銀行)	IDB	EuropeAid
契約者決定の考え方		<p>・入札に先立って事前視角審査が原則として必要である。</p> <p>・契約の落札は、その入札が最低評価価格と判断され、かつ適切な能力と財源を有している入札者に対してなされる。</p>		原則として価格。その他プロポーザルにより、アフターサービス、訓練等
公示の方法	<p>・JICA調達部公示室での公示</p> <p>・JICE((財)日本国際協力センター)発行「国際協力ニュース」(毎週水曜日FAX送信)による公示</p>	<p>国際入札による契約のばあいにはすべて、事前視角審査の募集または入札募集は、借入れ国で一般的に流通している新聞のうち少なくとも1紙に工事されるものとする。借入人は、上記募集(または工事)の写しを、調達の諸国の現地代表者および銀行に、すみやかに送付すべきである。</p>	<p>・最初の情報はIDBが年間10回発行の“IDB Projects”に記載。</p> <p>・調達に関する一般情報は国連が月2回発行する“Development Business”に、各プロジェクトの正式承認後に発表。</p> <p>・プロジェクトが正式承認されると、IDBの広報部よりプレスリリースが行われ、関係先にも通知される。この通知を受けるには広報部のメール・リストに記載されるように手続きをとる。</p>	
国際競争入札の種々の調達公示			<p>・国連の“Development Business”および必要に応じて業界専門誌、国際新聞等に掲載。</p>	
上記公示期間		<p>入札の準備及び応募のために与えられる期間は、当該事業の個別状況、契約の規模および複雑さに適切な配慮をした上で定められる者とする。国際にゆきつにおいては通常、45日間以上の期間が与えられる者とする。大規模なほくこうまたは複雑な機器が含まれて居る場合には、入札予定者が応募に先立って現場調査をする機会を与えるため、この期間は通常90日以上とする者とする。</p>	<p>通常少なくとも45日間、大きなプロジェクトの場合には90日。</p>	
その他公示			<p>IDBのワシントン本部では毎月1回、参加自由のビジネス。プリーフィングを行い、公示情報を発表。</p>	
コンサルタントの選定	<p>コンサルタント契約を受けようとする者は登録申請書を提出する。契約担当役は技術能力及び財務状況に関し、コンサルタント等登録審査委員会に付議する。開発調査などを始めとした各種の調査事業、あるいはプロジェクト方式技術協力事業におけるプロジェクト基礎整備や機材修理などに係わる短期専門家の派遣など、多岐にわたってコンサルタントとを活用。</p>	<p>円借款事業のコンサルタントの選定は借入人の責任にて行われる。</p>	<p>技術援助プロジェクトにおけるコンサルタントの選定手続きも、基本的には工事、財の調達手続きに同じ。</p>	
コンサルタントメンバー	<p>コンサルタント等登録簿に登録された者がわが国で施行された法律に基づき登記された法人であること、専任の技術者を有すること、連続する2営業年度において財政状況が良好なこと</p>		<p>メンバー国の企業、あるいは個人のみが対象となる。ジョイント・ベンチャーの場合、あるいはサブ・コントラクターを起用する場合にも満たされる。</p>	

機関名	JICA(国際協力事業団)	JBIC(国際協力銀行)	IDB	EuropeAid
コンサルタント選定重視ポイント	技術力をより重視する。	1. TORで明示された分野でのコンサルタントの一般的経験および実績 2. 提案されたアプローチ、方法、作業計画の妥当性 3. 当該業務に配置されるスタッフの経験、実績以上の点を基準として選ぶが、特に当該業務に配置されるスタッフの適格性、アプローチ、方法論を重視。	価格よりも技術レベル、実績、経験などの能力面。 ・ローカルコンサルタントの利用を奨励。	
コンサルタント選定方法	・2エンベロープ方式 ・技術プロポーザルの評価で第一位の社と第二位以下の社の評価点の差が値差(2.5%以内)でない場合、技術プロポーザルの評価点のみで交渉順位を決定する。 ・技術プロポーザルの評価で第一位の社と第二位以下の社の評価点の差が値差(2.5%以内)の場合は、別途各社より提出されている見積書を開封し、プロポーザルの評価点に見積価格差(見積価格の差を点数化したもの)を加算して交渉順位を決定する。 ・役務提供契約の場合には、簡易プロポーザル(履歴書を中心とする内容)の評価のみで契約交渉順位を決定している。	1. TORと費用見積の作成 2. コンサルタントのショートリストの作成(通常3~5社) 3. プロポーザルの提出要請(招請状発送日からプロポーザル提出期限は原則45~60日とする) 4. プロポーザルの評価 5. 契約交渉	・プロジェクト金額が20万\$以下: 借入れ国により最低3者(者)、最高6社(者)からなるショートリストが作成され、インビテーションが出される。ショートリストに記載されたコンサルタントは、インビテーションが出てから30カレンダー日以内にプロポーザルを出す必要がある。 ・20万\$を超える場合: 国際競争入札 ・入札に当たって、技術審査だけのone-envelope方式とするか、価格審査を含むtwo-envelope方式とするかは、借入れ国の決定に任される。 ・DACONData on Consulting Firms System/世銀と共通)への登録は義務づけられていない。	最も経済的に優位なテンドー。この考えには技術品質と価格の両方を含む。技術点に0.80を掛けた数字と価格点に0.20を掛けた数字を足した結果により、選択する。
ガイドラインまたはマニュアル	JICE発行 ・プロポーザル作成要領 ・機材調達一般競争入札 入札説明書(公告日(毎月第1、3月曜日)から販売) ・JICAコンサルタント契約実務要覧 ・JICA開発調査環境配慮ガイドライン 全17巻	・Guidelines for Procurement under JBIC ODA Loans ・Guidelines for the Employment of Consultants under JBIC ODA Loans ・以上マニュアル冊子に加え、JBICホームページに「円借款事業のための調達ガイドライン(和文仮訳)あり。	ホームページ	ホームページ

## 第5章 援助リソースデータベースの作成

### 5.1 援助リソースデータベースの作成方法

我が国における援助リソースとしては、JICA 登録コンサルタント名簿を参照するとともに、必要に応じて ITDIJ の賛助会員等の関係団体や、その他の観光関係公益法人等に登録しているコンサルタント等を対象とするアンケート調査を行った。

また、国内の大学等の教育研究機関に対しても同様のアンケートを実施し、特に JICA の観光分野協力事業への関与として作業監理委員、短期専門家等としての参加の可能性についても調べた。

海外における援助リソースとしては、インターネットにおけるキーワード検索により観光関連コンサルタントのウェブサイト参照して、必要となる情報を収集するとともに、世界銀行の登録コンサルタントリストを利用して電子メールによる照会を行った。なお、海外における援助リソースの対象地域としては、インターネット検索時に地域を限定することなく、原則として全世界を対象としたが、検索した結果の絶対数としては、欧米におけるコンサルタントが多かった。また、ウェブサイトのキーワード検索は原則として英語で実施し、英語以外の外国語で作成されている情報は検索の対象としなかった。従って、中南米（スペイン語圏）、アフリカ（フランス語圏）については、英語での情報提供を実施しているコンサルタントに限定された。

なお、データベースの様式は団体と個人によりその内容を若干変えて、以下に示す項目である。

#### 【団体用データベース】

- ・団体名
- ・国籍
- ・設立年
- ・資本金
- ・住所、電話、FAX、電子メールアドレス
- ・コンタクトパーソン

- ・コンサルタントの人数
- ・人件費
- ・専門分野
- ・専門地域
- ・主要な実績
- ・国際協力における実績
- ・JICA 事業に対する協力の可能性

【個人用データベース】

- ・氏名
- ・年齢、性別
- ・所属
- ・学歴、学位
- ・連絡先住所、電話、FAX、電子メールアドレス
- ・専門分野
- ・専門地域
- ・主要な実績
- ・国際協力における実績
- ・JICA 事業に対する協力の可能性
- ・作業監理委員就任可能性（日本人の場合）

## 5. 2 リソースデータベースの作成結果

リソースデータベースの質問表送付数と回答回収実績は図表 26のとおりである。

図表 26 リソースデータベースの回答数

		質問表送付数	回答回収実績
国内	法人	102	42
	教育機関	25	4
	個人	26	7
	小計	153	53
海外	法人	107	28
	個人	50	16
	小計	157	44
合計		310	97

なお、リソースデータベースを別冊資料として添付する。

## 第6章 我が国の今後の協力方針についての提言

### 6. 1 JICA の協力事業を進めていくための基本方針

JICA の観光分野における今後の協力の基本方針は以下のとおりとする。

#### (1) 協力事業のプロセスとアプローチ

- ①途上国の具体的なニーズと要望に可能な限り合致した協力内容とする。
- ②途上国から JICA に対し要請が出されてから、協力事業を開始することを決定するまでの期間をできるだけ短縮する。
- ③途上国からの要請に直ちに答えられない場合、またはその要請内容が当該国の観光類型にあてはめて適切でない場合は、実施可能な代替協力事業のメニューを JICA から相手国に対して逆提案する。
- ④当該国における他のドナーの援助動向に留意する。
- ⑤事業実施後のフォローアップメニューを事前に作成しておく。

#### (2) 協力事業のメニュー

- ①JICA 協力事業としては、研修員受入、専門家派遣、開発調査の3つのメニューを基本とする。
- ②観光分野の人材育成教育に関して、新たにプロジェクト方式技術協力を導入する。
- ③観光関連インフラとともに、IT 等のソフト分野の整備にも円借款を活用する。
- ④文化無償のスキームを観光分野にも適用する。
- ⑤以上のさまざまなスキームを必要に応じて選択し、横断的及び時系列的に組み合わせた観光開発包括協力事業を新たに立ち上げる。

#### (3) 開発調査事業の内容

- ①グローバル 이슈との関わりに十分留意した調査内容とする。
- ②特に観光開発と環境保全のバランスをとることに最重点をおく。
- ③貧困対策としての有効性に留意する。
- ④地域住民、NGO 等とのステークホルダーの意見を踏まえる。

⑤上記(2)の協力事業の新たなメニューを念頭に置いた調査内容とする。

## 6.2 援助スキームの有機的連携方策

### (1) JICAの新たなスキームとの連携

観光分野における我が国の協力方策を検討していく上で重要な事項の一つとして、さまざまな援助スキームを有機的に連携させていくことが挙げられる。JICAにおける観光分野の従来からの援助スキームとしては研修、専門家派遣、開発調査がある。その他、新たなスキームとして一般無償、文化無償の観光分野についての適用可能性を以下に検討する。

まず一般無償については、その性格を考慮すれば観光分野プロジェクトに適用することが必ずしも適切であるとは言いきれない面がある。一方、文化無償については文化財、文化遺跡の保存活用、文化関係の公演・展示会の開催等のために使用される資機材の購入に必要な資金を提供するものである。従って、観光開発・振興のために文化無償を活用できる可能性は高い。一つの例として、遺跡保存と観光活用の両立を図る方策として、観光活用が可能な遺跡の保存に対して文化無償を供与するとともに、遺跡を利用した文化事業(例えば、ローマ時代の円形劇場を利用した演奏会等)に対して文化無償を供与することも有効な方策の一つである。

### (2) 有償資金協力との連携

JBICの実施する有償資金協力とJICAの技術協力事業の連携は、最も重要な課題である。前述したタイにおける有償資金協力事業である観光基盤整備事業には、JICAが実施した開発調査である地域観光開発調査で提案されたプロジェクトが多く含まれており、JICAの開発調査結果がJBICの円借款事業として有効活用されたという意味において、双方のプロジェクトが有機的に連携できたことを示している。

一方、ジョルダンの観光セクター開発事業では、まずJICAの開発調査が実施され、その後JBICがSAPROFを実施し、さらにその後にJICAが連携D/Dを実施した経緯がある。また、JBICの円借款プロジェクトの開始時期と歩調を合わせながら、JICAの観光分野長期専門家をジョルダン観光遺跡省に派遣しており、観光分野における



JICA と JBIC との有機的連携の一つのモデルケースと言える。

しかしながら、ジョルダンの観光セクター開発事業は、初めて観光分野のプロジェクトに連携 D/D を適用したケースであり、また国立博物館という円借款事業としては初めてのプロジェクトを含んでいることもあり、必ずしも両者の連携が円滑であったとは言えない点が認められている。すでに 2. 4 (2) で詳述したように、SAPROF による国立博物館建設コストと連携 D/D によるコストの見積りに相当開きがあった点が大きな問題として挙げられる。これは開発調査・SAPROF を実施したコンサルタントと連携 D/D を実施したコンサルタントが異なったため、事業の継続性が確保されなかったことや、円借款対象プロジェクトの事業範囲が明確にされていなかったこと等による。

従って、今後はこのような事態を避けるために以下のような対応策を検討すべきである。

#### ①JICA のコンサルタント選定手続きの見直し

JICA の実施した連携 D/D の契約コンサルタント選定過程において、選定手続きの公平性、透明性を確保することは勿論重要である。しかしながら、事業の継続性、相手国政府との円滑なコミュニケーションを考慮すれば、従来から担当していたコンサルタントの実績・経験に対する評価度合をより高める必要がある。

#### ②対象プロジェクトの内容の確定

JICA 調査において F/S の対象とすべきプロジェクトに含まれるコンポーネントについて、可能な限り早期にかつ明確に特定するとともに、それを相手国政府に十分に理解させておくことが求められる。

#### ③関係機関の責任分担範囲の明確化

事業実施における相手国政府、コントラクター、コンサルタントの責任分担を明確にするとともに、C/P による現地での運営管理体制を早い段階から整える。

### 6. 3 途上国の観光セクターにおける各関係者に対する具体的な協力手法

途上国の観光セクターにおける主要な関係者としては、行政、観光産業、地域住民、NGO が挙げられる。それぞれについて、JICA としての具体的な協力手法を以下に列挙する。

#### (1) 行政

観光行政主体に対する協力手法としては、3. 5で既述したように観光セクターの類型別にそれぞれ最も適した観光行政組織・制度の強化方策を適用していく必要がある。以下に各類型毎の協力手法を提案する。

##### ①観光開発初期段階型

この類型に属する国は観光行政制度・システムがほとんど未発達、未整備であることが多い。従って、JICA の協力手法としては、先進国における複雑な行政システムをいきなり持ち込むのではなく、対象国において観光開発を進めていく上で最もボトルネックとなっている行政制度の節目、節目を捉えて、その部分に限定した改善提案を行うのが最も実行可能性が高い。

##### ②自然生物観光型及び歴史文化観光型

この類型に属する国は国際観光マーケットにおける自国の観光資源の比較優位点は何かということについて、ある程度の認識をしていることが多い。しかしながら、自国の観光開発の目指すべき方向についての基本方針を固めていない国も少なくない。従って、この二類型の国の観光行政に対しては、観光行政の目的と手段を明確に認識させることのできる協力手法を採用することが望ましい。

##### ③海洋性リゾート型

この類型に属する国は、海洋性観光資源の活用（あるいは収奪）を民間資本（多くの場合、外国資本）の大規模リゾート開発に委ねている事例が多い。すなわち、政府が単に開発許可を与える利権を有しているのみであり、観光行政として主体的に何を

なすべきかを理解していないケースが数多く見うけられる。従ってこの類型の場合は、研修等において観光行政の主体性、能動性の重要性を理解させるような協力手法を採用すべきである。

#### ④総合観光バランス発展型

この類型の場合では、大半の国がある程度発達した観光行政システムを有しており、行政としての成熟化も進んでいる。従って、原則としてこの類型の国の場合は観光行政に対する協力に大きな重点を置く必要性は少ない。しかしながら、しいて挙げるとすれば観光行政におけるさまざまな局面において、最も影響の大きい、あるいは最も効果的と思われる行政フェーズに的を絞った協力手法が有効である。

### (2) 観光産業

民間セクターとしての観光産業に対する協力手法としては、3. 5で既述したように、観光セクターの類型分類並びに民間セクターの発展度合をそれぞれ考慮して、観光産業の発展に向けて最適な協力手法を適用していく。以下に各類型毎の協力手法を提示する。

#### ①観光開発初期段階型

この類型の国の場合は観光産業はまだほとんど発達していない。従って、協力手法としては既に存在する観光産業に対するものではなく、これから新たに観光産業が自生的に誕生し、かつ自立的に発展できるような政治・経済・社会環境の枠組みを整えることに重点を置くべきである。

#### ②自然生物観光型及び歴史文化観光型

この二類型の場合には、中小観光産業が地域に密着して生き延びている事例が比較的多い。従って、このような地元根付いている中小観光産業の足腰をさらに鍛えるような協力手法が求められる。

### ③海洋性リゾート型

海洋性リゾート型の場合は大規模民間資本（多くの場合は外国資本）が進出していることが通例である。従ってこの大手資本による開発利益を如何に地元の中小観光関連産業に還元させていくかが重要でありそれを目指した協力手法を採用すべきである。

### ④総合観光バランス発展型

この類型に属する大半の国については、観光産業がある程度の広がりを持った成長を見せている。すなわち、観光産業の発展をさらに支援するための協力の必要性は比較的薄い。しかしながら、この類型に属する一部の国についてはいまだに国営企業が幅を利かしており、市場経済化が順調に進展しているとは言えない。従ってこのようなケースについては、観光セクターにおける市場経済化の進展に資するような協力手法の採択が必要である。

## (3) 地域住民

観光開発における地域住民の立場は大きく分けて2種類に分類される。一つは観光開発によって何らかの直接的影響（ポジティブとネガティブの両方について）を受けるとするケースである。もう一つのケースは直接の影響はないが、同じ地域に住む住民の立場として観光開発に関心を有する場合である。

前者の場合には、ポジティブな影響についてはさらにそれを拡大させるような協力手法を適用するとともに、ネガティブな影響については可能な限りそれを抑制する協力手法を適用する。

後者の場合には、地元住民として観光開発の重要性に対する認識度合（パブリック・アウェアネス）を高めることにねらいを置いた協力手法を適用する。

## (4) NGO

観光開発自体に関心のある NGO はほとんど存在しないが、観光開発がもたらす環境悪化に対して重大な関心を寄せる NGO は各国において少なくない。まず検討すべきことは、このような NGO を当該観光開発の一つの利害関係者（ステークホルダー）

として取り扱うべきか否かを検討することである。

ステークホルダーとして取り扱うことが適当である場合には、当該 NGO に期待すべき役割を明確にした上で、彼らの働きをさらに有効なものとするために必要となる協力手法を選択する。

また、直接のステークホルダーとは認められない場合であっても、当該 NGO の活動が国内あるいは国外に広く認知されており、かつその影響力が少なくないケースでは、むしろ積極的に NGO に情報提供を行い、NGO を育てつつ、彼らの専門知識、経験、ノウハウを利用していくという発想の転換が求められる。

## 6. 4 JICA と他援助機関との協調・補完・パートナーシップ

### (1) 多国間援助機関

第4章で詳述したように多国間援助機関で観光分野において実績の多いところは UNDP と世銀である。このうち、JICA の事業形態に似ているのは技術協力を中心として実施している UNDP である。UNDP は特に環境保全の立場から観光開発を取り上げることが多い。また、その援助実績を見ると世界各国において、多種多様なさまざまな規模の環境関連の観光プロジェクトを実施している。この意味において、JICA の観光分野協力に対して、UNDP のそれは環境配慮プロジェクトにおいて比較優位を有していると言える。

従って、JICA との協調・補完のあり方としては、特にサステイナブルツーリズム、エコツーリズムを含んだ環境保全に配慮した観光開発のあり方の分野において、JICA 事業との補完あるいは情報交換が行われることが望ましい。

しかしながらここで特に留意すべきことは、UNDP の場合はプロジェクトの進行管理が全て現地事務所の責任において実施されるという点である。一方、JICA の場合は開発調査の進行管理は原則として東京の本部の責任事項である。従って、JICA と UNDP との協調、補完を目指すのであれば、今後は JICA としても現地事務所への権限の委譲と要員の配置を真剣に検討すべきである。

## (2) 二国間援助機関

第4章で詳述したように、二国間援助機関で観光分野に実績を数多く有する国はあまり見うけられない。その中では観光関連分野の援助実績を USAID が比較的数多く有している。

USAID は経済開発・環境保全の一環として観光インフラ及びエコツーリズムに関する援助を実施している。援助対象事業としては特に生物保護区や国立公園の整備、珊瑚礁の保護等に重点を置いている。

JICA においても近年ではコスタリカの観光土地利用計画調査のような国立公園と観光開発のバランスのとり方をメインテーマとする開発調査に取り組み始めているが、まだそれほど多くの実績はない。従って、JICA と USAID との技術協力事業の連携のあり方として、生物保護区、国立公園、珊瑚礁保全等を重要な要素として含む観光開発協力について、両者のそれぞれ得意とする分野を相互に補完するような連携を検討することが可能である。

## 6. 5 協力プロジェクトの各段階における確認事項と留意事項

### (1) 採択段階（案件形成、要請書検討）での留意事項

#### ①案件形成

観光分野の開発調査案件形成については、その大半を ITDIJ が実施している。ITDIJ は運輸省（現国土交通省）の委託事業である国際観光開発促進協力調査、補助事業である海外観光情報収集調査を実施し、毎年数ヶ国の途上国を訪問し、我が国からの観光開発協力の方向をとりまとめている。その際に相手国政府に対し、JICA の観光開発調査を要請することが適当であると判断した場合には、その国の観光事情に合った開発調査要請を我が国政府に対して提出するよう助言するよう務める。また、観光関係の案件形成については ITDIJ と連携し、意見交換を行いつつ実施する。

#### ②要請書検討

途上国から観光開発調査要請書が提出された場合に、その内容の検討に際して留意すべき項目は以下のとおりである。

- ・当該国の経済における観光セクターの占める重要性
- ・観光セクターの今後の発展可能性
- ・観光開発が地域格差の解消、所得・雇用の増大に与える効果
- ・官民の観光セクターの成熟度
- ・我が国が有している援助リソースの適用可能性
- ・当該国におけるグローバルイシュー（貧困問題、WID等）との関係
- ・観光開発と環境保全とのバランスについての相手国政府の認識
- ・要請書内容の当該国の観光セクター類型分類に対する適合性

## (2) 案件の妥当性、カウンターパート (C/P) 機関の実施能力等

### ①案件の妥当性

案件採択の妥当性の判断に際して、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ・相手国政府が要請している開発調査の目的とその内容が当該国の観光セクターの状況を十分に踏まえたものであるか。
- ・開発調査を実施することによって、相手国政府に対する技術移転が円滑に行えるかどうか。
- ・相手国政府が JICA 開発調査のアウトプットを有効に活用することが可能かどうか。
- ・当該国から要請されている他分野の開発調査に比較して、観光分野の案件として優先採択すべき緊急性を有しているか。

### ②カウンターパート機関の実施能力

C/P 機関の実施能力の判断に際して、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ・C/P 機関の行政権限の確認
- ・C/P 機関と他の関連行政機関、地方自治体との相互関係
- ・C/P 機関の独立性
- ・C/P 機関の財務状況
- ・C/P 機関における人材配置の状況

### (3) 計画策定段階（事前調査）での留意事項

JICA 開発調査の事前調査において特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ・要請書の具体的内容に関する、カウンターパートの理解度
- ・要請書の内容のうちで、相手国政府が最も重点を置いている要請事項の確認
- ・C/P 機関のローカルコスト負担能力
- ・C/P 機関における JICA 開発調査専任スタッフの人材配置状況
- ・相手国政府での援助受け入れ担当省庁と C/P 機関との関係
- ・観光開発対象地域における NGO 等の活動状況
- ・先住民配慮等の現地特殊事情の確認

### (4) 他援助機関の動向等

JICA が観光開発調査を実施する国においては、すでに他の援助機関が何らかの観光分野の協力を実施していることが多いのが通例である。従って、それらの協力内容を事前に十分に精査し、その効果、問題点、JICA 事業との競合、補完関係等を十分に見定める必要がある。その他、以下の事項に特に留意する。

- ・C/P 機関に既に配属されている、あるいはこれから配属される予定の他援助機関派遣の観光専門家の TOR
- ・開発調査実施後に JBIC 以外の国際金融機関によるファイナンスの可能性

### (5) 実施段階（本格調査）での留意事項

観光開発調査の実施段階における留意事項は以下のとおりである。

- ・調査の進捗状況に合わせて、C/P 機関との連絡・調整、協議を綿密に行う。
- ・調査の進行管理をオープンにして、できるだけ多くの相手国関係者の意見を十分に把握する。
- ・観光開発に関する利害関係者（ステークホルダー）の意見を十分に聞く機会を設ける。
- ・一つのアイデアとして、開発調査団としてのウェブサイトを開設し、調査の進捗状況をリアルタイムで報告するとともに、観光開発に関わる意見、助言、苦情



等を関係者のみならず、幅広く一般からも受け付ける。

#### **(6) C/P 機関への技術移転、民間セクターへの働きかけ**

C/P 機関への技術移転の手法としては、開発調査終了後に実施されることの多いセミナー、ワークショップを十分に活用する。開発調査実施途上であっても、作業の進捗報告も兼ねて、可能であれば C/P 機関や Steering Committee 以外の関係者にも広く参加を働きかけて、調査手法等を相手国政府機関に広く技術移転していくことが期待される。

また、相手国の民間コンサルタントの調査技術の向上に資するためには、現地のローカルコンサルタントの有効活用も検討すべきである。その活用方策としては、現地再委託、コンサルティングスタッフの雇用等が考えられる。

また、観光セクターの発展にとっては、行政計画の策定のみにて足りるものではなく、その後のホテル等の民間投資がなされないと、最終的に観光開発が進展しない。従って、できるだけ早期の段階から民間セクターを開発調査のプロセスの中に取り込んでいく工夫を行い、民間セクターが観光開発調査のアウトプットに対して十分に理解してもらう必要がある。

#### **(7) 評価段階（フォローアップ、事後評価）での留意事項**

観光開発調査実施後のフォローアップ、事後評価での留意事項として、最も重要なことは、レポートの活用状況のフォローである。具体的には開発調査のアウトプットとしてのプロジェクト等の各種提案が、その後相手国政府においてどのような公式的位置付け、取扱いになっているか、また現実に誰がどのように成果物を管理しているのか調べる必要がある。仮に、開発調査報告書が単に“積ん読”で終わってしまった場合は、その原因を十分に精査することが望まれる。

#### **(8) 有償資金協力事業への展開の可能性等**

また、有償資金協力事業への展開としては、タイやジョルダンにおける観光セクター開発事業を一つのモデルとして、進めていくことが望まれる。

## 6. 6 観光開発調査の調査項目と内容

### (1) 調査項目と内容

観光分野の開発調査は対象国の状況により様々なパターンがあるため、統一的な調査項目や内容を示すことは出来ない。特に開発計画については目標や方針により重点調査内容が大きく変わる。

そのため、以下に調査項目と内容を整理し、考え方を示した。

#### A. 開発政策、戦略及び計画の調査・検討

当該国・周辺地域等の開発計画等について調査・検討する。

#### B. 観光資源、インフラストラクチャー及び観光産業の調査・検討

観光資源の分布と開発条件・インフラストラクチャーと観光施設の評価・観光産業の評価等を行う。

観光資源については、調査対象国の観光資源(博物館・工芸品・芸術・エンターテインメント・スポーツ・イベント・観光施設なども含む)を視察し、有力な観光資源は何か、どのようなマーケットに向いているか等を把握する事も重要である。

観光資源の保護についても、主要な観光資源に関する保護についての状況や国立公園など自然資源、考古学的、文化社会的遺産の保存主体と方法などについて調査する。

また、調査対象国の交通インフラ(空港・港湾・道路・鉄道・都市交通等)や観光資源へのアクセス・交通機関の機能・サービスについて把握する。上下水道、ゴミ処理等の環境関連インフラや電話等通信インフラのサービス状況、医療の状況を把握する。

観光産業については観光関連民間団体、企業(旅行会社、ホテル、航空会社等)について、事業規模・内容、ツアールート、客層とその傾向、人材養成、将来計画、要望事項等を調査する。観光施設(博物館、動物園、遊園地、等)の経営主体と経営方法、依拠法の確認を行う。

### C. 観光開発と振興のための制度と組織の調査、検討

当該国について以下の内容を調査する。

- ① 観光に係る法規・組織・予算（収入、支出）・人員・基本方針、現在の活動状況、

具体的な調査としては以下の例がある。

- ・観光基本法（その国の観光に関する基本的な方向、管理体制、実施主体並びに開発・振興の考え方などが明確に記述している法律を指す。）の調査。

観光基本法が整備されているかどうか、またどのような内容になっているかは、その国の観光に対する基本的な態度を知る上で非常に重要である。

- ・観光関連法規等の調査

観光関連法規は、旅行業、ガイド、ホテルその他宿泊施設、レストラン、運送業、賭博・カジノなどの直接に係るものから、観光警察、自然保護、遺跡・文化・歴史的施設保護等多岐にわたる。また、国によっては観光税（ホテル、レストラン等）、食料品輸入税、外客誘致、コンベンション法などがある場合も多い。これらすべてを調査できない場合もあるが、どのような法規が整備されているのか概要について把握する。また、策定が検討中の法規等があるかについても調査する。

- ・関連組織の目的・機能の把握。組織図の入手。

開発途上国の場合、国の組織や省庁の所掌範囲が明確でなかったり、組織や幹部が頻繁に変わる事がある。さらに組織図が更新されていないこともある事を注意し、必要に応じて聴取することが必要となる。調査項目の例を以下に示す。

- a 担当省庁、大臣、内部担当部局、担当部局内の各部門の担当事項、
- b 地方組織、下部組織及び付属機構（観光振興、教育、観光公社、公団、政府観光局、
- c その他観光に関連のある施設の管理体制）、審議会等、海外事務所、地方自治体の権限
- d それらの組織の予算（収入、支出）人員、活動状況

- ・日本における観光プロモーション機関

日本において調査対象国の観光プロモーションを実施している機関（政府観光局・在京大使館等）の活動内容について、組織・予算・調査対象国の観光の総合評価（現状・

問題点・トレンド)、将来の展望・提言について調査する。

② 観光に関連する他の省庁等との協調体制や調整機能

インフラ整備、衛生、環境、文化遺産保護、安全など観光に関連する省庁等の組織、協調体制を調査する。また、関連省庁間に対する観光担当行政組織の調整機能を調査する。

③ 観光における官民の役割分担・協調体制・

観光活動において民間の果たす役割は大きいため、民間部門と観光行政機関との役割分担や協力体制を調査する。

また、NGO、NPO等の民間団体との協調についても把握する。

④ 観光投資政策・支援政策

観光に関する投資や支援の制度・実績等を調査する。具体的には以下の例がある。

a 観光開発・促進・国内外からの投資促進に利する税措置

b 観光施設に必需である外国製品輸入の輸入税の無税化、低減化など

c 外貨獲得に貢献する観光施設に供給する電力・水道料金等の優遇低減化

d 国内外からの投資促進策・規制策

⑤ 人材育成体制・状況

人材育成について、官民の教育・訓練機関の有無（大学、職業訓練所等）、教育内容、財源、組織、活動状況、課題、問題点などを調査する。

**D. 国家観光開発計画の作成**

観光開発計画の策定の視点については対象国により大きく異なるため、一概に調査内容を整理することは望ましくない。そのため、以下に調査の基本的な考え方を示す。ただし、これらは全てを行うということではなく、計画策定のためのアプローチについて示したものである。

① 現状の分析

対象国の開発政策、戦略及び計画、観光資源、インフラストラクチャー及び観光産業、観光開発と振興のための制度と組織等の調査について総合的に分析し、課題を明

確にする。分析手法としては、SWOT分析（強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats））がある。また、開発の可能性や制約条件を明確化する。

## ② 観光開発の目標・方針の策定

観光が果たすべき役割を明確にし、それを達成するための方針を策定する。目標の視点としては、経済的視点、環境配慮、社会的課題の解決等がある。

その際、対象国の観光セクターの特徴と目標との整合性に注意する。観光セクターの類型化としては以下の例がある。（3. 4参照）

- ・観光開発初期段階型、
- ・自然生物観光型、
- ・海洋性リゾート型、
- ・歴史文化観光型、
- ・総合観光バランス発展型

## ③ 観光需要予測

社会・経済フレーム、WTO 等の関連調査等を用いて将来の観光需要を予測する。必要に応じ市場調査と分析を行う。

## ④ 観光の目標設定

将来の観光客について、開発計画の実施や効果を考慮した目標値として設定する。手法としては需要予測の手法を用いて、複数のケースを想定して実施する。

## ⑤ 国家観光開発戦略、開発のシナリオ

観光開発の将来へ向けた戦略・シナリオを検討する。

## ⑥ 施策の検討

目標、方針、シナリオを実現化するために必要な具体的な施策を検討する。その際、重点的な施策について整理する。施策に応じた調査タイプとしては以下の例がある。（6. 6参照）また、これらを組み合わせた施策の提案もあり得る。

- ・政策立案、
- ・民間部門発展支援、

- ・観光商品開発・振興宣伝、
- ・中小産業・住民支援、
- ・人材育成

施策における具体的な検討内容は以下の事例がある。

- ・官・民の役割分担
- ・人材育成計画
- ・観光産業育成計画・中小観光産業育成計画
- ・観光プロモーション計画
- ・観光客受け入れ計画
- ・地域住民参加方策

#### ⑦ 観光資源、関連インフラ整備計画

観光施設の整備・保存、また観光環境改善へむけた関連インフラの整備計画を策定する。関連インフラとしては、交通インフラ（空港・港湾・道路・鉄道・都市交通等）、環境関連インフラ（上下水道、ゴミ処理等）、通信インフラ等がある。これらの検討においては、関係官庁が多岐にわたるため、カウンターパート（観光関係部局）では調整が難しくなる場合がある。また、検討を行うレベルを合意しておく必要がある。

#### ⑧ 社会的・経済的インパクトの評価

観光開発に関わる効果を把握するために社会的インパクト、経済的インパクト、環境への影響について過去の実績の評価や計画に対する評価を行う。具体的には以下の手法があるが、観光開発のねらい・観光セクターの類型化や施策のタイプ、また想定される懸念事項・負の要員を明確にした上でそれに応じた分析を行う。

- ・経済・財務分析

コストを算定し、経済的内部収益率（EIRR）、財務的内部収益率（FIRR）等で評価する。コストや収入・支出については必要に応じて感度分析を行う。また、外貨獲得、雇用拡大、生活水準の向上などについては必ずしも経済・財務分析で評価できない場合もあるため、経済インパクトについても、開発目的に応じた分析を行う必要がある。

・環境影響評価

初期環境影響調査(IEE: Initial Environmental Examination) 、環境影響評価(EIA: Environmental Impact Assessment)等により環境への影響を把握する。

・社会文化影響分析

習慣・文化・治安等の社会文化への影響を評価する。

⑨ 提言等

全般にわたって観光開発計画の実施へ向けた提言をまとめる。

## 6. 7 類型化したタイプ毎の標準的な開発調査 TOR、調査工程、要員計画

3. 4において観光セクターの類型化を行った。また6. 6で開発調査の項目について示した。今後の開発調査の実施へ向けて、それぞれの類型に対して以下に示す観光開発調査のタイプを選択して適用していくことを提案する。

①従来型 (マスタープラン、フィージビリティ・スタディ)

②政策立案支援型

③観光セクター民間部門発展支援型

④観光商品開発・振興宣伝型

⑤中小産業・住民参加型 (貧困対策を含む)

⑥人材育成支援型

①の従来型を通常では観光開発総合計画調査と呼ぶのに対して、②～⑥までを特定観光開発調査と呼ぶ。これらのタイプ別にそれぞれ標準的な開発調査 TOR、調査工程、要員計画を検討する。また、これらのタイプの選択に際しては3. 4で分類した観光セクターの類型化を参考としつつ、さらに以下に示す項目について留意する。

・観光行政組織・制度の整備度合

・観光関連インフラの整備状況

・民間セクターの成熟度

・観光開発と環境保全のバランス

さらに、6. 1であらたに提案した観光開発包括協力事業のイメージを最後に記述する。

なお、3. 4の観光セクターの類型化と観光開発調査のタイプとの相関関係を示すと、図表 27 のとおりとなる。

図表 27 観光セクターの類型化と観光開発調査のタイプとの相関関係

観光開発調査タイプ 観光セクター類型	従来型	特定観光開発調査					観光開発包括協力事業
		政策立案支援型	民間部門発展支援型	観光商品開発・振興宣伝型	中小産業・住民参加型	人材育成支援型	
観光開発初期段階型	◎	○				○	
自然生物観光型		○		○	◎	○	○
海洋性リゾート型			○	◎	○		○
歴史文化観光型		○		○	○	◎	○
総合観光バランス発展型		◎	○	○	○	○	○

注：◎は強い相関関係、○は弱い相関関係を示す。

### (1) 従来型

従来型（マスタープラン、フィージビリティ型）の場合は、原則として2. 1に示した今までどおりの TOR を適用すればよいが、特に以下の諸点に留意する必要がある。

- ・ 調査期間の短縮化（最長でも1年半以内）
- ・ 観光セクターの類型を考慮した、重点調査項目の設定
- ・ 調査対象地域の絞込み



(2) 政策立案支援型

政策立案支援型は、対象国の観光行政組織・制度の強化（Institutional Building）を目的とするものである。

その標準仕様書を以下に示す。

図表 28 観光政策立案支援型開発調査 標準仕様書

項目	説明						
調査の目的	対象国における観光政策立案を支援するため、観光行政組織、法制度の充実・強化を図る。						
調査の対象・範囲	対象国全体を調査対象とするが、特定地域における地方政府の観光行政が特に重要な役割を占めている場合には、当該地域に重点を置く。						
調査内容							
現状分析	観光行政組織（中央政府、地方政府）の現況 国家行政における観光行政の位置付け 観光関連法制度の整備状況 経済社会開発政策における観光セクターの位置付け 産業構造における観光セクターの占める重要性 観光分野の民間セクターの発展状況						
行政組織・制度強化戦略の提案	観光開発・振興における官民の役割分担 観光行政組織充実強化方策 観光関連法制度の改善 観光政策を担当する中央/地方政府機関の人材育成計画 国と地方の観光行政の調整						
調査要員	総括/観光政策 観光行政組織 観光関連法制度 人材育成 経済・社会分析						
調査工程	月数	1	2	3	4	5	6
	現状分析	■■■■■					
	戦略提案				■■■■■		
	報告書	▲ IC/R		▲ IT/R		▲ DF/R	
特記事項等	政治構造の特性を十分に踏まえる。 中央集権または地方分権の方向性を見極める。 市場経済化推進、規制緩和等の政策が機能しているか。						

### (3) 観光セクター民間部門発展支援型

観光セクター民間部門発展支援型は、市場経済化を積極的に進めようとしている国や、外国投資を含む民間投資のリードによる観光産業の自立的発展を目指す国に適用される。その標準仕様書を以下に示す。

図表 29 観光セクター民間部門発展支援型開発調査 標準仕様書

項目	説明						
調査の目的	対象国観光セクターの民間部門の健全な発展を支援する諸方を提案する。						
調査の対象・範囲	対象地域は全国 観光セクターの範囲は観光産業及びその主要関連産業						
調査内容							
現状分析	観光産業の現況 観光産業の産業構造における位置付け 観光関連産業の把握 観光関連投資民間投資の現況 市場動向 観光事業に適用される法制度、許認可等の把握 観光投資に対する優遇措置 市場経済化の進展動向						
観光民間セクター発展支援方策の提案	観光産業成長のシナリオ策定 民間投資活発化方策 外国投資導入促進方策 市場経済活性化方策 観光の経済効果の算定 民間セクターの人材育成計画						
調査要員	総括／観光政策 観光投資／市場経済化 金融・税制／観光投資 経済構造／産業連関分析 人材育成						
調査工程	月数	1	2	3	4	5	6
	現状分析	■					
	支援方策提案				■		
	報告書	▲ IC/R		▲ IT/R			▲ DF/R
特記事項等	観光産業としてどこまでの業種を含めるかについての考察を要する 観光産業界との密接な連絡・調整を要する。						

#### (4) 観光商品開発・振興宣伝型

観光商品開発・振興宣伝型は、対象国の観光資源の特性を十分に踏まえた上で、世界の観光市場における競合国を意識しつつ、具体的な観光商品開発を行い、実際に観光宣伝事業をターゲット市場において実行するものである。

図表 30 観光商品開発・振興宣伝型開発調査 標準仕様書

項目	説明							
調査の目的	対象国における具体的な観光商品開発を行い、振興宣伝計画を策定し、ターゲット市場において宣伝事業を実施する。							
調査の対象・範囲	対象国全域及びターゲットとなる市場国							
調査内容								
現状分析	観光資源評価 市場調査 観光商品のアセスメント 競合国観光資源の分析 観光関連インフラの状況 観光客受入体制の状況							
観光商品開発・振興宣伝計画の策定	需要予測 ターゲット市場動向の将来予測 政府観光局の役割 観光商品開発 観光プロモーションパッケージの策定 個別マーケティング手法開発 観光客受入体制（ハード、ソフト）改善の提案							
計画の実行	ターゲット市場での振興宣伝事業の実施							
調査要員	総括／観光振興 観光資源評価／観光関連インフラ 市場調査／需要予測 商品開発 観光マーケティング計画							
調査工程	月数	1	2	3	4	5	6	7
	現状分析	■						
	計画策定			■				
	宣伝事業						■	
報告書	▲ IC/R		▲ IT/R			▲ DF/R		
特記事項等	競合国における商品開発を詳細に分析する。 ターゲット市場の設定について留意する。							

### (5) 中小産業・住民参加型 (貧困対策を含む)

中小産業・住民参加型観光開発は、特に中小観光産業の発展と観光開発地域の地元産業の育成並びに地元住民の雇用拡大、所得向上等の地域開発効果の発現を主要な目的とするものである。また、このタイプは、グローバルイシューである貧困対策としての意義も有している。すなわち、観光資源を有しているが未開発である、あるいは大手資本による観光開発が進んでいるが開発利益が地元へ還元されないようなケースにおいて、地元住民が観光開発による経済効果を楽しむことによって、地域の貧困対策として有効な施策となる。

図表 31 中小産業・住民参加型開発調査 標準仕様書

項目	説明						
調査の目的	対象国の中小産業育成、地域格差の是正、貧困問題の解消のための手段としての地域住民参加型の観光開発を進める。						
調査の対象・範囲	対象国全域を一応の対象とするが、特定地域に重点を置くこともあり得る。						
調査内容							
現状分析	観光資源評価 市場調査 自然条件・環境調査 社会条件・環境調査 観光産業の動向 地域住民の生活						
中小産業・住民参加型開発計画の策定	地域観光開発の方向性 中小観光産業育成方策 住民参加のあり方 観光関連インフラ整備計画 観光振興計画 社会的、文化的影響の把握 自然環境への影響予測						
調査要員	総括／観光開発 観光資源評価／観光振興／市場調査 中小産業育成 住民参加／社会環境影響評価 インフラ整備 自然環境影響評価						
調査工程	月数	1	2	3	4	5	6
	現状分析	■■■■■■■■■■					
	開発計画の策定				■■■■■■■■■■		
	報告書	▲ IC/R		▲ II/R		▲ DF/R	
特記事項等	中小観光産業、地域住民が参加するステークホルダーミーティングを開催することが望まれる。 観光開発が地域社会に与える影響として、社会的、文化的摩擦について十分に把握する必要がある。						

## (6) 人材育成支援型

人材育成支援型開発調査は、官民の観光関連人材不足がボトルネックとなって、観光開発・振興が進まない国に対して適用すべき開発調査のタイプである。

図表 32 人材育成支援型開発調査 標準仕様書

項目	説明							
調査の目的	対象国における官民の観光関連人材育成を支援することにより、長期的な観点から、自助努力による当該国の観光開発を進展させることを目的とする。							
調査の対象・範囲	対象国全域							
調査内容								
現状分析	観光行政組織・人材 観光産業従事者の状況 高等教育機関の問題点 職業教育の問題点							
観光関連人材育成計画	国・地方の観光行政担当機関の人材育成 観光産業の人材育成 高等教育機関のあり方 職業教育のあり方 企業内教育への支援 教育における官民の役割分担							
調査要員	総括／観光行政 観光振興／観光産業 高等教育機関の整備 職業教育／企業内人材育成 住民教育／啓発							
調査工程	月数	1	2	3	4	5	6	
	現状分析	■						
	人材育成				■			
	報告書	▲ IC/R		▲ IT/R		▲ DF/R		
特記事項等	民間の観光関連人材育成に関して、特にどのレベルの人材が不足しているのかを把握する必要がある。							

### (7) 観光開発包括協力事業

観光開発包括協力事業のイメージは、研修員受入、専門家派遣、開発調査、文化無償、円借款、フォローアップ事業等のコンポーネントを組み合わせ、一つのパッケージ・プログラムとして数カ年に亘り供与するものである。一つのモデル事例として、自然生物観光類型に属する国に対して、中小産業・住民参加型の特定開発調査を実施するケースを想定する。

図表 33 観光開発包括協力事業のモデル事例

事業コンポーネント	事業の概要
専門家派遣	まず、短期専門家を6カ月程度派遣し、対象国における観光開発、環境問題、人材育成、民間セクターの発展度合等の概略スクリーニングを行う。次に、文化無償、円借款の実施フェーズにおいて、プロジェクトの進行管理を行うため、長期専門家を2～3年間程度派遣する。
研修員受入	対象国国別特設研修として、「観光開発と環境保全セミナー」を参加者人数に応じて1～2回開設する。参加者は、国及び自治体の観光・環境行政担当者、観光サイトの現場管理者、地域社会の代表者、エコツアー等を主宰する民間会社のマネージャー等を対象とする。
開発調査	中小産業・住民参加型の特定開発調査を研修員受入と並行して実施する。
文化無償	国立公園のビジターセンターにおけるプレゼンテーション用の機材、ソフト等を供与する。
円借款	開発調査実施後に連携D/Dを実施し、その後円借款を供与する。
フォローアップ	事業完了後数年後に事業効果の事後評価を行い、その後のプロジェクト管理に反映させる。

また、このケースの観光開発包括協力事業の流れを時系列で示すと以下のとおりである。

図表 34 観光開発包括協力事業バーチャート

年次	1	2	3	4	5	6	7
コンポーネント							
専門家派遣	■			■	■	■	
研修員受入		■	■				
開発調査		■					
文化無償				■			
連携D/D			■				
円借款				■	■	■	
フォローアップ							■

## 6. 8 研修、専門家派遣、その他新たなスキームについての提案

### (1) 研修のあり方

#### A. 現状のセミナー運営状況

現在(財)国際観光開発研究センターではJICAから途上国の政府観光省関係者を対象にした観光セミナーの委託を受けており、平成12年度は実績として下記の計6コースを実施した。

セミナー名	参加対象 国数(人)	日数 (歴日)	セミナー内容
観光振興と マーケティング	18ヶ国 (18人)	47日	①観光振興に直結するマーケティングの実例紹介と演習 ②日本の観光事情と日本人観光客の誘致策
観光開発と環境 保全	10ヶ国 (11人)	60日	①持続可能な観光開発の基礎理論と技術研修 ②観光開発と振興策
南部アフリカ 地域特設	9ヶ国 (10人)	19日	①地域特性に基づく観光開発と振興策 ②日本の観光事情と日本人観光客の誘致策
大洋州特設	8ヶ国 (8人)	43日	①地域特性に基づく観光開発と振興策 ②環境保全対策
モンゴル国別 特設	1ヶ国 (6人)	41日	①地域特性に基づく観光開発と振興策 ②日本の観光事情と日本人観光客の誘致策
ペルー国別 特設	1ヶ国 (9人)	56日	①地域特性に基づく観光開発と振興策 ②日本の観光事情と日本人観光客の誘致策

セミナーの形態としては、特定テーマ型(観光振興とマーケティング、観光開発と環境保全)、地域特設型(ペルー、モンゴル、南部アフリカ、大洋州)の2種類に分けて設定されている。

#### B. セミナーでのプログラム内容

上記の6セミナーを通じてプログラムの内容は概ね、観光に関する一般共通の理論と実践を対象としたもの(下記(ア)~(ウ))と日本の独自事情に焦点をあてたもの(下記(エ)~(オ))の2種類に大別される。

(ア) 観光開発に関連する一般理論

途上国における観光開発に関連する課題、具体的にはインフラの機能と必要性、観光分野の各産業の機能とマネジメント、潜在観光資源の活用、人材育成策、他国での開発事例、観光開発へのODAの利用等。

(イ) 観光振興策に関する一般理論と事例紹介

観光資源、観光商品を外国市場へマーケティングするための振興策に関する課題と対策の事例紹介等。特に政府観光局を通じての活動内容の紹介が中心。各プログラムの個別のテーマ設定については下記(5)の日本人旅行者に対して如何にデスティネーションマーケティングを行うかと言う点からの具体論として論じられる事が多い。

(ウ) 観光開発と環境保全の両立策

持続可能な観光開発のための必要施策、各国での取り組み事例の紹介。特に、日本でのエコツーリズムの実施例。

(エ) 日本での観光事情

日本の観光行政、関連法規、国際観光の経緯と歴史、業界組織。

(オ) 日本人の海外旅行特性

日本人の海外旅行者を対象としたマーケティングで求められる嗜好、行動パターン

C. セミナーの運営上の課題

セミナー参加者に対する研修の効果をあげるためには、研修内容(上記2のプログラム内容)が研修生のニーズに合致している事と講義のレベルが研修生の能力、水準に合致している事が必要とされるが、この点に関する現状と今後の展望を下記に述べる。



(ア) ニーズ

① 途上国での多様なニーズ (一般共通の理論と実践における)

観光開発上の各国のニーズは、観光資源、観光商品、主要市場等により決定される「類型化」とその国における観光産業の「発展段階」に大きく依存している。このため類型化と発展段階が異なる各途上国での観光開発上の課題は多岐多様にわたっており、画一的に論じる事は困難である。且つ特定テーマ型セミナーの場合、観光類型、観光産業の発展度合いの異なる多数の参加国を対象とするため、テーマを特定してはいるものの参加者すべてのニーズを満足させるような適切な講義内容の範囲を設定する事は困難である。

例えば、「持続可能な観光」という切り口で考えてみても、Sun, Sea, Sandの3Sに依存するビーチリゾートの場合は物理的な環境管理(汚水処理、ゴミ処理、自然景観管理)が主たる課題となるのに対し、コロニアル都市等の歴史遺産に依存する都市観光の場合は街並み景観と文化財保全に加え社会的インパクト等の人文的環境の保全対策が必要となるように対策とそれに必要な技術が大きく異なっている。

また、各国の観光産業の発展段階が異なる例としては、同じくイスラムの歴史遺産を資源として有するモロッコとイランを比較した場合、既に欧州を中心に約200万人の観光客を受け入れているモロッコと、20年間以上も観光鎖国を続けてきた後でこれから欧州、日本の観光客の新規取り込みにかかるイランをマーケティング戦略の面で一律に論じるには無理が生じる事例等があげられる。

特定テーマ型の2セミナーについて参加各国の上記のような多様なニーズに対応すべく現在は最大公約数的な内容でセミナープログラムを作成しているが、より掘り下げたセミナーとするためには「類型化」と「発展段階」のマトリクスに見合ったグルーピングが望ましい。

また、テーマ別には「マーケティング」と「環境管理」とが採り上げられているが、この2テーマは途上国観光開発、振興上の主要課題であり各国からの要望も多く、テ

一マ設定としては適切なものと言えよう。但し、セミナーの内容充実のために、「IT：情報革命関連中特に e-commerce」「環境管理基準EIA」「環境管理に於ける品質基準：ISO 14001」等の個別講義の補強が要素技術的にみて今後必要になると思われる。

前記3. 5で述べた類型化に当てはめてみると概ね下記のグルーピングとなる。

	セミナーでの主要講義項目	セミナーと対象国例
A. 観光開発初期段階型	観光開発概論 観光資源分類と商品化 マスタープランとインフラ整備 環境保全 人材開発	観光開発セミナー バングラデシュ パレスティナ ニカラグア モザンビーク
B. 自然生物観光型	持続可能な観光開発、環境保全 エコツーリズム商品開発論 人材開発	観光開発と環境保全 コスタリカ ケニア
C. 海洋性リゾート型	マーケティング（海洋性商品中心） 環境保全（水質、景観） 島嶼国経済での開発戦略	観光マーケティングセミナー カリコム諸国 大洋州諸国
D. 歴史文化観光型	持続可能な観光開発（遺跡保全） 観光の社会的インパクト対応策	社会観光セミナー イラン ミャンマー
E. 総合観光バランス発展型		

## ② 日本市場特有の状況とそのマーケティング策

日本人観光客誘致を目的として、日本市場特有の状況を説明し、各途上国が日本市場でいかなるマーケティング活動を行うべきかと言う点に焦点を当てるため、各国からみて日本人市場が大きなウエートを占めているか否かと言う点でニーズが決定される。この為、上記①の場合ほど「類型化」や「発展段階」の影響は受けない。

アジア諸国の場合は共通してニーズが強いが、日本からの距離が遠い地域の場合には、日本観光客の絶対数が限られているため、人数面での対応ニーズは弱いものとなる。

従い、上記の類型化して設定したセミナーのプログラミングの段階で具体的にどの程度日本人市場論を織り込むかを運用上の課題として取り組んでいくことになる。

また、この様な実業分野に近い内容のプログラムにおいては、とりわけ観光産業が優れて民間主導型の性格を有していることから、研修生の対象を民間部門の人材にまで広げることも考慮されてしかるべきであろう。特に、ホテル経営、旅行代理店業務、ガイド要請等の実務ノウハウが求められている分野での途上国ニーズは高く、後述の「プロジェクト方式技術協力」との絡みで実業知識教育面での新たな協力スキームも検討に値すると考えられる。

#### (イ) レベル

受講生の知識、経験、能力が参加国間で毎年大きくばらついている事が多い。この背景として属人別の知識レベル、学習能力の差に加えて、上記の類型化と発展段階から生じる大きなばらつきも存在するのが実状である。このためセミナーのレベルとしては平均点を想定したものとならざるを得ないが、この場合、能力優秀な参加者からはレベル不十分と言う批判がでる余地を残す事となる。

人選は相手国に一義的に任されているが、これを事前に A2,A3 フォームでチェックする事も難しく、その国で一名のみが推薦されてきた場合は選択の余地はないのが現状である。この改善策としては参加国から複数の応募者を募った上で、日本側でより研修に適した候補者をその内から選抜するといった方法が考えられる。選抜の基準としては A2,A3 フォームに加えて、研修生からの country report が有効と考えられる。現在、研修応募者には country report としてその国の観光状況の報告を事前の文書（定型フォーマット）で要求すると共にプレゼンテーションの機会を設けているが、結果的にこの country report の事前評価と研修生のレベルとの相関が強い傾向にある事がその根拠として挙げられる。

また、英語能力についても大きな差が存在しており、セミナー受講上、致命的な制約となっている例もある。（一般的にフランス語、スペイン語、ポルトガル語を母国語

とする国からの研修生の場合、問題がある確率が他に比して高い傾向にある。)セミナーの理解のために事前に TOEFL 等の客観的テストを課すことも検討に値する。地域特設セミナーの場合は、その国の言語(例、モンゴル語、スペイン語)で行われることで研修生からは概ね好評を博している。

#### D. 受講生の規律とモラル

セミナーそのものについては参加者からは各セミナーを通じて毎年全般に高い評価を得ているが(evaluation meeting)、受講生の学習時の規律、態度について下記の問題点が観察される。然し、これらの問題点は研修生の個人的習性や利害という面にかかわる問題ゆえ、技術習得と並ぶセミナーのもう一つの目的である国際友好関係の促進(親日家の養成)とも関係する事となり、加えて時にはこの両者がトレードオフの関係にもなり得るため、運営上の個別対応の具体策についての難しい問題は残されている。

##### (ア) 学習に対する基本的な取り組み姿勢

基本的な問題として、研修の意味と意義を十分に理解しているかと言う点と学習方法そのものを身につけているかという点についての認識の確認をセミナー開始時に行う事が必要であると考えられる。前者については参加者自身がセミナーを通じて技術習得を行うというモチベーションが低く研修の性格を goodwill mission として勝手に割り切っている場合が多々見受けられる事があげられる。後者については、学習方法そのものを十分に理解せず、講義内容をメモするという基本的行動に欠けるまま、漠然と講義に臨む例が散見される。何れの場合も結果としてセミナーでの学習の効果が上がらない事態に結びつくこととなる。

この背景としては、現状では研修終了後、evaluation meeting の場で、研修生側から研修内容を生活条件とともに、定性的に評価、コメントする仕組みとなっており、研修生の成果を招聘元(JICA)、委託先(ITDIJ)でチェックする仕組みがないことがあげられる。この結果、ともすれば研修生の学習態度が易きに流れ、それを招聘元が注意し修正させる事がし辛い状態に陥る恐れも存在することとなる。

講義内容以前の問題として最初のプレゼンテーションでその趣旨を徹底すること、そしてより基本的にはアチーブメントテストを課すという「仕組み」をセミナーに持ち込むことで、参加者のプライドを傷つけない配慮のもとに基本的学習方法についての教育と、学習へのモチベーション付けを行う事が必要である。アチーブメントテストについてはまた同時に、招聘元、委託先の双方がセミナーの成果を、講義別（出題範囲別）、参加者別、（継続して実施する場合）年度別の理解度を客観的に把握し今後のセミナーの内容改善のベースとして活用出来る事が期待出来る。

また、実地研修旅行の機会を多く設けていても、（専門分野が観光であるにもかかわらず）観光サイトで興味、好奇心、関心を持って見学する姿勢に乏しい者、或いは全ての行動について研修監理員他にエスコートを要求する等依存心が強く自分たちで積極的に観光地、東京をみて見聞を広げる意欲に乏しい者も時に存在するが、これは参加者個人の属性の場合とその民族文化に帰する場合の双方が複雑に入り組んでいるため対応するのに非常に難しい問題となっている。

#### （イ）服装規律とマナー

セミナー出席時の服装が一般にラフである事が多い事に加えて、公式行事の際の服装についても余りにもカジュアルで訪問先に対し礼を失するような事態が見受けられる。これは講師、研修監理員、委託先コーディネーターが然るべき服装で対応している事へ対する社会マナーの面の問題以外に、セミナーでの緊張感維持の問題、観光産業での基本たるホスピタリティ教育、更には生産性向上の基本たる規律の問題とも関連しているため、単にだらしないと言って済ませられる問題ではない。個別での指導の他に、他のTICでのセミナーとのバランスからも、今後JICAとしての基準の検討が望まれる。

#### （ウ）daily allowance

JICAから支給されるdaily allowanceを研修生が極力セーブするために行動が消極的になっていると言う事態が存在している。カリキュラム以外の自主的な活動（都内の観光施設や都市交通の運営状況を自分で見に行く）を休日に推薦しても、研修旅行

時に蕎麦等の日本スタイルの昼食の体験を勧めてみても出費を節約するという経済的理由から極めて消極的な反応に終始する例が見られる。

途上国との貨幣価値の大きな差について心情的に理解は出来るものの研修の目的と手段の本末転倒がおこらないよう、今後は not refundable な形での都内交通プリペイドカード、外食券等の現物支給を増やす事で研修の本来目的の為に allowance が使われるようにする等の工夫が必要となろう。

## (2) 専門家派遣のあり方

### A. 観光専門家派遣の現状

最近の傾向として途上各国は一様に観光に力を入れており、日本に対する期待度も皆例外なく高い。毎年 JICA が派遣する観光分野の専門家として、長期、短期あわせて 10 名前後が開発途上国に赴いている。

平成 12 年 11 月末現在における個別専門家の派遣状況は下表の通りで、長期 6 カ国、短期 4 カ国、計 10 名の専門家が当該国派遣機関において活躍している。

JICA 観光専門家派遣形態

項目	内容
派遣期間	・ 短期 1 年未満 ( 最短 2 カ月 ) ・ 長期 1 年以上 ( 2 年間 ) * 更に 1 年の延長事例あり。
派遣形態	・ 相手国受入機関の CP ( カンターパート ) に対する政策助言

## JICA 派遣観光専門家一覧

(各国：1名)

(平成12年11月30日現在)

区分	派遣国	派遣期間	指導科目	配属機関
(長期)	タンザニア	24 カ月	観光開発・振興	タンザニア天然資源観光省
	エジプト	24 カ月	観光開発	エジプト観光開発庁
	モンゴル	12 カ月	観光開発	モンゴルインフラ開発省観光局
	ジョルダン	24 カ月	観光開発	ジョルダン観光省
	フィジー	24 カ月	観光促進(広域： フイジー、トガ、ガ アヌツ)	フィジー観光省
	ラオス	24 カ月	観光開発	ラオス観光省
(短期)	カンボディア	6 カ月	観光行政	カンボディア観光省
	ウズベキスタン	3 カ月	国際観光マーケティングアドバイザー	国営ウズベクツーリスト
	ブラジル	2 カ月	観光開発・振興	バラ州観光公社
	アルゼンティン	2 カ月	パタゴニア地域 観光開発	アルゼンティン大統領府観光庁

これらの派遣専門家は単に観光分野の知識・経験だけでなく、観光の経済効果、環境保全と観光開発、国際協力、日本の経済協力、観光分野で適用可能な ODA の仕組みなど広範な知識に精通している必要がある。従って、派遣前にそれらに関する周知な教育を実施する事は観光専門家として最低限の必要条件となる。更に、それによって相手国の観光施策の推進に資する助言者となり、派遣先の観光・旅行関係者の信頼を得る事が派遣専門家の役割となる。

### B. 観光専門家派遣の問題点

専門家派遣の難しさは、派遣要請をしてくる途上国側の専門家に求める協力内容があまりにも過大且つ抽象的である場合が少なくないことである。要請書を読むと、一人の専門家がやって来れば、途上国の抱えるあらゆる問題が直ちに解決してしまうかのような内容が盛り込まれているケースが多々見受けられる。機会ある毎に訪日要人はじめ相手国関係者に「出来るだけ要請内容を絞り込み人選しやすくしてほしい」と要望

してはいるものの、依然として広範囲な内容を要請される場合が多い。具体的には以下の通りである。

(ア) 要請内容に関して

- ① 送られてくる要請書には「日本人観光客を数年で2～3倍に増やしてほしい」、或いは「日本から早期に積極的な投資をしてほしい」等の性急な要望が後を絶たない。しかし、現実には当該国の受け入れ体制、制度等に大きな問題がある為、専門家が派遣された後も、こうした“既存問題”への対応の必然性が極めて高い。
- ② 又、現地赴任後の各専門家は、例外なく、与えられた命題をこなすべく日々努力している。にもかかわらず、当該“問題”発生 の要因としては、開発途上国側の要請の姿勢及び日本の観光分野における協力そのものが本質的に抱えている事情があるように思われる。開発途上国からの専門家の派遣要請書を読むと、多くの場合一人の専門家が限られた期間内に実施するのが明らかに不可能と思われるような思いつく限りの事項を盛り込んだ内容となっている。派遣された専門家が十分に力を発揮できるよう内容を絞り込んだ要請は稀で、いかなる知識・経験を持った専門家を選んだらよいか困惑させられることが少なくない。結局赴任後に専門家がカウンターパートと話し合い、実行可能な形まで調整する事となり、本来の業務を行う前に少なからざる時間と労力を費やさざるを得ない事になる。
- ③ 更に、日本人観光客受入増を性急に期待するが為、相手国からの要請内容が“役務提供”的傾向に走ってしまい、JICA 専門家本来の姿である観光開発・振興への「政策助言」と、そのプロセスを通じた観光分野における専門知識の「技術移転」等、本来業務にそったものとは言い難くなる。又、開発途上国が専門家に期待する最終的な成果として、前述の海外観光客の受入増及び海外からの観光分野に対する投資の実現の2点に集約されるといって過言ではない。しか



し、これらはいくまでも民間事業者が収益動機に基づいて行うべき範疇である。従って、ODA の枠組みを活用して協力を行うという JICA 専門家本来の業務は、民間事業者が送客したり、投資を動機付ける環境条件を整える様な間接的なものとならざるを得ない。そして、その成果が挙がるまでにはかなりの時間を要する。観光分野は自動車の整備や果樹の剪定のように、カウンターパートの目の前で実演し、直ちに目に見える成果が現れるものではないところに、途上国側の理解を得ることの難しさがある。尚、赴任した途上国において、このような業務を実施する観光専門家は、物を造って見せるわけにはいかないのが、特段、流暢でなくても良いが、自分の知識・経験を相手に対し正確に伝えることが出来る語学力を備えている必要がある。

#### (イ) カウンターパートに関して

- ① 派遣専門家のカウンターパートの先方政府内でのポジションが観光政策立案の助言を行うべき状況にはそぐわない、あるいはカウンターパートの担当分野が限定されているため、アドバイスを政策に反映するには範囲が狭すぎ専門家からの助言が先方国内で反映される体制にない場合が少なくない。
- ② カウンターパートが多忙を極める、又はその地位が高すぎる為専門家と協議を行う時間がない、または過不足ないメッシュでの議論が出来る状況にない為、具体的な案件の協議を行う相手として不適当な場合がある。

### C. 観光専門家派遣のあり方

#### (ア) 観光専門家としての必要条件

観光専門家は他の分野と異なり、単に観光分野の知識・経験だけでなく、日本の観光情報、観光行政、観光開発・振興、マーケティング、観光関連産業、人材養成、統計、観光の経済効果、環境保全、国際協力、日本の経済協力、そして観光分野で適用可能な ODA の仕組みなど極めて広範な知識・理解が必要とされる為、それらに関する徹

底した教育を受けることは観光専門家として最低限の必要条件となる。この教育は現在、派遣前に(財)国際観光開発研究センター (ITDJ) において実施されている。

#### (イ) 観光専門家の資質

途上国の案件調査票には、受け入れ希望専門家として民間の旅行代理店出身者等が想定されているケースが少なくない。しかし、一般的に旅行代理店等は、現実的な需要を見込めるデステイネーションに送客し、利益を追求する事が事業の目的であり、単に観光資源があるからといって旅行商品を作れば日本人観光客が増えるという単純な構図ではない。言い換えれば、単に観光分野の知識・経験だけでなく、広範な関連分野にまたがる広い視野と一貫した考え方を持つ人材が強く求められるところである。

しかし、これだけでは十分ではなく、自分の赴任した開発途上国に親しみを感じ、何とかしてやりたいという気持を持ち、苦労はあっても任国の生活を楽しむ気持がない人は専門家として役に立たないと言える。この面の適性を見極めることは簡単ではないが、単に知識・経験の有無をチェックするだけでなく、赴任した国のために役に立ちたいという気持を持った専門家を選ぶように心掛ける事が肝要である。

#### (ウ) 観光専門家の人選及び派遣後の後方支援体制

観光専門家は相手国の観光施策の推進に資する助言者として行動する心構えをもって物事に対処し、派遣先の観光・旅行関係者の信頼を得ることが専門家としての役割である。その為には派遣前の準備に万全を期することが重要である事は前述の通りである。任地に赴いてから勉強するというのではあつという間に任期は過ぎてしまい、何ら成果もないまま終わってしまう恐れすらある。特に観光分野は最終的な成果を挙げるまで時間がかかるものであり、就中、短期専門家は、現地において付け焼き刃的な指導を行ないがちであることが問題であることから、派遣前における要請国の社会、経済状況に対し十分な調査・検討を行い、短期間で先方の要望に応える適切な指導が行い得るよう周到な準備が必要である。従って、これら派遣前の旅行代理店等の限られた経験にとらわれない慎重かつ適切な人選が望まれる。つまり、単に語学力、或いは長年にわたり旅行・観光業界に身を置いたというだけの限られた経験にとらわれな

い慎重且つ適切な人選が望まれる訳である。更に、派遣期間中は、各専門家から日々寄せられる多岐にわたる要請・問い合わせ事項に対し組織的に対応できる後方支援部隊の存在も極めて重要となる。当該“支援体制”なくして観光専門家の業務は決して成り立つものではない。

なお、現在観光分野における専門家を人選するに当たっては以下の人材をリソースとしている。

- ①(財)国際観光開発研究センター (ITDIJ) にて研究調査、派遣専門家の後方支援、研修員受入など種々の業務に携わり、十分な経験を積んだ職員ならびに旅行会社、航空会社等から同センターに派遣されている人材
- ②(財)国際観光開発研究センター (ITDIJ) の主要な賛助会員である日本航空 (日航財団) の研究員、ITDIJ のOB、ならびに専門家経験者など当センターに登録されているその他の人材

#### (エ) 要請内容の事前調整

前述の如く、JICA 観光専門家派遣の難しさは派遣要請をしてくる途上国側の専門家に求める協力内容があまりにも過大且つ抽象的である場合が少なくないことである。しかし、事前に想定、対応可能な範囲では極力かかる未確定要素を少なくし、専門家業務が専門家自身にとっても、又、受け入れ国側にとっても、より目に見えやすい業務となる様な努力が必要と考えられる。その為には、JICA 在外事務所、JICA 本部 (地域部) において、相手国派遣要請の業務範囲の事前把握に努め、専門家の守備範囲の明確化を図る必要がある。具体的には、

- ① Terms of Reference 受領段階での相手国事情の背景調査の充実。(類型化と発展段階分類に基づく)
- ② AI フォーム時点での業務範囲の事前相互確認
- ③ 相手国受け入れ体勢の事前把握の強化

#### (オ) 専門家業務形態の多様化とフレキシブルな運用

前述のように、相手国政府要請業務の範囲については極力事前に把握するよう努力

する反面、業務の形態についてはフレキシブルな形となるような運用が必要である。例えば、実業教育的な要請のニーズが増えている場合、セミナー専門家での対応が望ましい。短期の専門家をセミナー専門家の形でスポット派遣するなどの運用も弾力的になされる体制の検討が望まれる。

### (3) プロジェクト方式技術協力

#### A. 観光分野におけるプロジェクト方式技術協力の検討経緯

観光分野での経済協力の実施例としては従来、前述のセミナー開催による研修の受入、観光専門家の派遣、開発調査、更には開発調査の結果に基づく借款によるインフラ整備が中心であり、プロジェクト方式技術協力（以下p t c）は我が国の援助事例として未だ実現には至っていない。然し、近年かかるp t cに対する関心が特定地域で高まっている背景の下に、平成12年度にジョルダンでの人材養成分野でp t cの検討がなされている。

以下にその概況を報告する。

##### (ア) ジョルダン観光分野へのp t cの必要性

ジョルダンでは観光業はGDPの10%を占める重要産業の位置づけにあるが、キリスト教遺跡を中心とするその恵まれた観光資源にもかかわらず、観光関連のインフラ、ホテル等の施設の不備、とりわけサービス水準が低い事がその成長を阻害している状況にある。

ジョルダン政府でもかかる問題意識の下に人材の公的養成機関として1976年に設立された職業訓練公社（Vocational Training Corporation: VTC）での人材育成に努めているものの講師、ノウハウ、設備の不足から外国人観光客のニーズに合致した研修が実施出来ない状況にある。加えて、観光業が優れて民間主導型産業であること、ホスピタリティとサービスのノウハウに基づく労働集約的性格を有することから、ホテル

等で実際に接客マネジメントに携わるマネージャーへの実業教育のニーズは極めて高い。

(イ) ジョルダンでのp t c観光実業教育構想の枠組み

(設備) 既存のVTCをベースとして研修に必要な機器、機材を供与

(約80百万円)

(活動内容) VTC講師に対するアップグレード教育(技術移転対象)

観光業からの研修生に対する研修コース、観光実務教育(年800人)

ホテル等の観光産業経営者へのコンサルティングサービス、

セミナー等の開催

(派遣専門家) 長期は4-5人程度、個別テーマは短期専門家にて対応

(カウンターパート) 15名強、内年間3人程度を日本にて受入教育

(ウ) 日本側での検討結果

ジョルダン側のニーズは高く早期のプロジェクト実現が望まれる状況にはあるが、受入機関となるVTCでの受け入れ体制、既存カリキュラムとの調整等の体制が出来ていないことから平成12年度の案件としては見送り。

B. 今後の展望

(ア) 観光業での実業教育の現状

前述1-(1)のような観光産業の事業特性から実業教育に対するニーズは一般に高く、日本国内でも高卒者を入学対象とした観光専門学校(短期大学扱い)がホテル、航空会社、旅行代理店等への就職者の基礎訓練機関として大きな役割を果たしている。かかる観光専門学校は現在全国に約100校存在し、ホテルや旅行代理店業務だけを対象とした単科及び観光産業全体を対象とした総合観光専門学校のいずれかの形態で運営されている。

例えば「国際観光専門学校(東京校、在浅草橋)」の場合、ホテル、レストラン、旅行代理店、航空等の交通、通関貨物等多岐にわたる計2,000時間のカリキュラムを2

年間のコースで教育している。また、約200人の在校生中、外国からの留学生が100人(20ヶ国以上、内7名が日本政府の奨学金給付 AIEJ の対象)を占めると共に、毎年卒業生中約30人が海外のホテル等に勤務しており、現在約750名の卒業生が海外で働いている状況にある。同時に海外での開校実績としては台湾で日本航空、ヤクルトとの共同で現地校が運営されている。この事は観光実業教育に対する観光産業からの強いニーズと同時に、海外でのかかる分野での教育に対する強い要望を示している。

#### (イ) 援助対象としての p t c による観光実務教育

今後、援助対象としての p t c による観光実務教育へのニーズは下記の背景の下に増大していくものと考えられる。

- ①民間主導、ホスピタリティ産業、ノウハウをベースとした労働集約産業等の観光業の特性からソフト面の対応が産業振興上、極めて重要であること。
- ②反面、観光産業で雇用する従業員が十分に育成、教育されていないため、観光産業のサービス達成レベルが低迷したままで、その結果旅行先としての魅力欠如に陥るという悪循環になりがちであること。
- ③途上国の多くでは、文化生活様式が西欧、米国、日本と大きく異なり、特にサービス仕様の設定、従業員の接客方法等で市場国のニーズを把握しにくい状況にある。
- ④これらの教育を途上国の民間企業で実施するのはノウハウ、講師面で困難であり、また、外国企業に委託するのも費用や委託先の販売戦略との絡みで難しい。
- ⑤また、かかるメッシュの細かい実業教育は相手国政府職員を対象とした訪日研修セミナーや日本からの専門家派遣でカバーする事が出来ない。前述の「観光セミナーのあり方」「専門家派遣のあり方」でのべた現状での問題点に別の切り口から対応する方法として効果が期待される。

(ウ) 今後のp t cへの取り組み

観光分野での現状の援助スキーム（研修セミナー、専門家派遣、開発調査等）とp t cはその機能からみて相互補完的な関係として位置づけられる事、また援助の実績が広くアピールできる事（顔の見える援助）から今後、観光分野での援助対象として積極的に取り組むべき課題と考えられる。

相手国のニーズが多岐にわたるため、p t cの設置形態も多岐にわたるがその概略は概ね上記のジョルダンでの検討事例がひとつのモデルとして考えられよう。

